

地震災害対策計画 新旧対照表

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																				
<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機 関 名</th> <th style="width: 20%;">災 害 予 防</th> <th style="width: 20%;">災 害 応 急 対 策</th> <th style="width: 20%;">災 害 復 旧</th> <th style="width: 20%;">災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部近畿支部</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第6 指定地方公共機関 (機関名) <u>北神急行電鉄(株)</u></p>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策			<p>第1編 総則</p> <p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機 関 名</th> <th style="width: 20%;">災 害 予 防</th> <th style="width: 20%;">災 害 応 急 対 策</th> <th style="width: 20%;">災 害 復 旧</th> <th style="width: 20%;">災 害 復 興</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部近畿支部</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等の応急対策の指導</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第6 指定地方公共機関 (機関名) <u>[削 除]</u></p>	機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興	中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等の応急対策の指導		
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																	
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策																			
機 関 名	災 害 予 防	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧	災 害 復 興																	
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保安確保対策の推進 2 鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止の推進	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等の応急対策の指導																			
<p>第1編 総則</p> <p>第5節 地震災害の危険性と被害の特徴</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 内陸部地震</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 被害想定</p> <p>① 山崎断層(大原・土方・安富・主部南東部)帯地震 (図、略)</p> <p>② 上町断層帯地震 (図、略)</p> <p>③ 中央構造線断層帯(紀淡海峡-鳴門海峡)地震 (図、略)</p> <p>④ 養父断層帯地震 (図、略)</p> <p>3 津波を伴う地震(南海トラフ地震)</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第5節 地震災害の危険性と被害の特徴</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 内陸部地震</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 被害想定</p> <p>① 山崎断層(大原・土方・安富・主部南東部)帯地震 (図、略) ※兵庫県被害想定結果</p> <p>② 上町断層帯地震 (図、略) ※兵庫県被害想定結果</p> <p>③ 中央構造線断層帯(紀淡海峡-鳴門海峡)地震 (図、略) ※兵庫県被害想定結果</p> <p>④ 養父断層帯地震 (図、略) ※兵庫県被害想定結果</p> <p>3 津波を伴う地震(南海トラフ地震)</p> <p>(1)～(2) (略)</p>																				

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(3) 津波浸水想定及び被害想定</p> <p>① (略)</p> <p>②被害想定</p> <p>4 (略)</p>	<p>(3) 津波浸水想定及び被害想定</p> <p>① (略)</p> <p>②被害想定</p> <p>(図、略) ※兵庫県被害想定結果</p> <p>4 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第1節 組織体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) <u>〔新設〕</u></p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第1節 組織体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) 5 <u>その他</u> <u>県、市町は、関係部局連携の下、審議会等を通じて有識者等の意見を参照し、防災・減災目標を設定するように努める。</u></p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第2節 研修・訓練の実施 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 防災訓練 (略) 防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることとする。 (略) (1) (略) (2) 個別防災訓練 ①～③ (略) ④ その他の個別訓練</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第2節 研修・訓練の実施 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 防災訓練 (略) 防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者への的確な対応や、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点、新型コロナウイルスなどの感染症対策に十分配慮し、感染症対策を踏まえた避難所開設・運営訓練を実施するよう努めることとする。 (略) (1) (略) (2) 個別防災訓練 ①～③ (略) ④ その他の個別訓練</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 帰宅困難者への対応訓練 等</p> <p>〔新設〕</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 帰宅困難者への対応訓練</p> <p>オ 広域避難訓練 等</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>3～4 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 広域防災体制の確立</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 相互応援体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定の締結 (略)</p> <p>なお、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「被災市区町村応援職員確保システム」の運用に留意する。</p> <p>3 応援・受援体制の整備</p> <p>県、市町は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。また、県は、市町における業務継続体制も含めた受援体制の構築及び充実のための研修を実施することとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第3節 広域防災体制の確立</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 相互応援体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定の締結 (略)</p> <p>なお、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「<u>応急対策職員派遣制度</u>」の運用に留意する。</p> <p>3 応援・受援体制の整備</p> <p>県、市町は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておくこととする。また、県は、市町における業務継続体制も含めた受援体制の構築及び充実のための研修を実施することとする。</p> <p>なお、<u>応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、新型コロナウイルスなどの感染症対策に配慮することとする。</u></p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>4 (略) 〔新設〕</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 <u>広域避難・広域一時滞在の体制の整備</u></p> <p>(1) <u>県、市町は、大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在中における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。</u></p> <p>(2) <u>また、県、市町、その他防災関係機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努めることとする。その際、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努めることとする。</u></p> <p>(3) <u>県、市町は、県外への広域避難・広域一時滞在中が必要であると認める場合は、関西広域連合の「関西広域応援・受援実施要綱」に基づく広域避難等の枠組みを活用した協力体制の活用等も検討するものとする。</u></p> <p>6～9 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用 第1 (略) 第2 内容 1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用 (1) (略) (2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第5節 情報通信機器・施設の整備・運用 第1 (略) 第2 内容 1 フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）の運用 (1) (略) (2) 本システムの機能については、大規模災害時等の迅速かつ的確な応急対策</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案								
<p>を実現するため、常に見直しを図ることとしており、<u>また</u>、ホームページ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、ひょうご防災ネット等を通じて広く県民等への情報提供も行っている。</p>	<p>を実現するため、常に見直しを図ることとしており、ホームページ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、ひょうご防災ネット等を通じて広く県民等への情報提供も行っている。<u>また、降雨時の通信の安定性の強化や市町等からの映像配信等を実現するため、衛星通信回線の強化を図っていく。</u></p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主 な 機 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入手 ・気象情報配信事業者から気象情報を入手 ・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手 ・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手 ・ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入手 ・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手 ・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手 </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主 な 機 能	情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入手 ・気象情報配信事業者から気象情報を入手 ・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手 ・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手 ・ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入手 ・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手 ・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>主 な 機 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>情報収集システム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入手 ・気象情報配信事業者から気象情報を入手 ・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手 ・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手 ・ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入手 ・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手 ・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手 ・遠隔共有システム（Hec-Eye）を活用し、スマートフォンやドローンによる災害現場の動画等を入手 ・各SNSに投稿された災害情報をAIが解析・抽出のうえ入手 </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	主 な 機 能	情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入手 ・気象情報配信事業者から気象情報を入手 ・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手 ・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手 ・ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入手 ・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手 ・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手 ・遠隔共有システム（Hec-Eye）を活用し、スマートフォンやドローンによる災害現場の動画等を入手 ・各SNSに投稿された災害情報をAIが解析・抽出のうえ入手
名 称	主 な 機 能								
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入手 ・気象情報配信事業者から気象情報を入手 ・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手 ・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手 ・ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入手 ・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手 ・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手 								
名 称	主 な 機 能								
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁のシステム（アデス・防災情報提供システム等）に接続し、気象・地震情報を入手 ・気象情報配信事業者から気象情報を入手 ・兵庫県河川情報システムに接続し、水位・雨量等河川情報を入手 ・神戸市消防、姫路市消防、尼崎市消防、明石市消防、西宮市消防、加古川市消防、芦屋市消防、高砂市消防、宍粟市防災センターの高所監視カメラのライブ映像を入手 ・ヘリコプターテレビ電送システム（ヘリテレ）により消防防災ヘリのカメラ映像を入手 ・県警及び神戸市のヘリテレ映像を入手 ・水防本部と接続し、国土交通省近畿地方整備局の道路・河川等のライブ映像を入手 ・遠隔共有システム（Hec-Eye）を活用し、スマートフォンやドローンによる災害現場の動画等を入手 ・各SNSに投稿された災害情報をAIが解析・抽出のうえ入手 								
<p>2～3 （略）</p> <p>4 市町防災行政無線の整備促進</p> <p>○ 市町防災行政無線等の整備状況（平成31年4月1日現在）</p> <p>市町の防災行政無線等について、その目的により次の2種類に区分した整備状況は次のとおりである。</p> <p>A 同報系情報伝達手段</p> <p>市町防災行政無線（同報系）は、市町が地域住民に一齐放送（同報）するための無線である。市町は、公園や学校等に設置されたスピーカー（屋外拡声子局）や各世帯に設置された戸別受信機を活用し、地域住民に情報を迅速かつ確実に一齐伝達している。災害時には、<u>気象警報や避難勧告</u>、Ｊアラート等の伝達に利用している。なお、災害時等における住民への情報伝達手段については、市町防災行政無線（同報系）のほか、MCA陸上移動通信や簡易無線、CATV、有線放送、オフトーク通信、コミュニティFM放送、ひょうご防災ネットを含めると全市町において何らかの同報系情報伝達手段を保有している。</p>	<p>2～3 （略）</p> <p>4 市町防災行政無線の整備促進</p> <p>○ 市町防災行政無線等の整備状況（令和3年4月1日現在）</p> <p>市町の防災行政無線等について、その目的により次の2種類に区分した整備状況は次のとおりである。</p> <p>A 同報系情報伝達手段</p> <p>市町防災行政無線（同報系）は、市町が地域住民に一齐放送（同報）するための無線である。市町は、公園や学校等に設置されたスピーカー（屋外拡声子局）や各世帯に設置された戸別受信機を活用し、地域住民に情報を迅速かつ確実に一齐伝達している。災害時には、<u>気象警報や避難指示</u>、Ｊアラート等の伝達に利用している。なお、災害時等における住民への情報伝達手段については、市町防災行政無線（同報系）のほか、MCA陸上移動通信や簡易無線、CATV、有線放送、オフトーク通信、コミュニティFM放送、ひょうご防災ネットを含めると全市町において何らかの同報系情報伝達手段を保有している。</p>								

地震災害対策計画

現 行		修 正 案																																																							
<p>B 移動系情報伝達手段</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>32市町</td> <td>78.0%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>29市町</td> <td>70.7%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>40市町</td> <td>97.6%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>26市町</td> <td>63.4%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>4市町</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>30市町</td> <td>72.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～8 (略)</p>				整備数	整備率	同報系	防災行政無線	32市町	78.0%	その他同報系	29市町	70.7%	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%	全体(重複除く)	41市町	100.0%	移動系	防災行政無線	26市町	63.4%	その他移動系	4市町	9.7%	全体(重複除く)	30市町	72.3%	<p>B 移動系情報伝達手段</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>整備数</th> <th>整備率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">同報系</td> <td>防災行政無線</td> <td>34市町</td> <td>82.9%</td> </tr> <tr> <td>その他同報系</td> <td>28市町</td> <td>68.2%</td> </tr> <tr> <td>ひょうご防災ネット</td> <td>41市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>41市町</td> <td>100.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動系</td> <td>防災行政無線</td> <td>22市町</td> <td>53.6%</td> </tr> <tr> <td>その他移動系</td> <td>4市町</td> <td>9.7%</td> </tr> <tr> <td>全体(重複除く)</td> <td>26市町</td> <td>63.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p>5～8 (略)</p>				整備数	整備率	同報系	防災行政無線	34市町	82.9%	その他同報系	28市町	68.2%	ひょうご防災ネット	41市町	100.0%	全体(重複除く)	41市町	100.0%	移動系	防災行政無線	22市町	53.6%	その他移動系	4市町	9.7%	全体(重複除く)	26市町	63.4%
		整備数	整備率																																																						
同報系	防災行政無線	32市町	78.0%																																																						
	その他同報系	29市町	70.7%																																																						
	ひょうご防災ネット	40市町	97.6%																																																						
	全体(重複除く)	41市町	100.0%																																																						
移動系	防災行政無線	26市町	63.4%																																																						
	その他移動系	4市町	9.7%																																																						
	全体(重複除く)	30市町	72.3%																																																						
		整備数	整備率																																																						
同報系	防災行政無線	34市町	82.9%																																																						
	その他同報系	28市町	68.2%																																																						
	ひょうご防災ネット	41市町	100.0%																																																						
	全体(重複除く)	41市町	100.0%																																																						
移動系	防災行政無線	22市町	53.6%																																																						
	その他移動系	4市町	9.7%																																																						
	全体(重複除く)	26市町	63.4%																																																						
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第6節 防災拠点の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 三木総合防災公園(全県拠点) (1)～(3) (略) (4) 施設構成 ① 県広域防災センター 防災に関する体系的かつ実戦的な研修、防災意識の普及啓発や、県消防学校として消防職員及び消防団員の教育訓練等を行うことにより、県民の参画と協働による災害に強い安全で安心な地域づくりを支援するとともに、災害時における広域的な救助の拠点として、円滑かつ迅速な災害対応を図ることとする。 ア 平常時の機能 ・防災研修機能 [新 設]</p>		<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第6節 防災拠点の整備 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 三木総合防災公園(全県拠点) (1)～(3) (略) (4) 施設構成 ① 県広域防災センター 防災に関する体系的かつ実戦的な研修、防災意識の普及啓発や、県消防学校として消防職員及び消防団員の教育訓練等を行うことにより、県民の参画と協働による災害に強い安全で安心な地域づくりを支援するとともに、災害時における広域的な救助の拠点として、円滑かつ迅速な災害対応を図ることとする。 ア 平常時の機能 ・防災研修機能 ・宿泊研修機能</p>																																																							

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防職員及び消防団員の教育訓練機能 ・ 自主防災活動支援機能 ・ 防災意識啓発機能 <p>イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 コミュニティ防災拠点</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 配置の考え方</p> <p>① 市街地連担型地域については、コミュニティのまとまりや災害時の徒歩圏を考慮して概ね1近隣住区(小学校区)を単位として配置する。その際、近隣公園相当の広場と学校等の公共施設を地域の特性に応じて、連携して利用できるよう考慮することとする。</p> <p>② (略)</p> <p>7～8 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防職員及び消防団員の教育訓練機能 ・ 自主防災活動支援機能 ・ 防災意識啓発機能 <p>イ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 コミュニティ防災拠点</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 配置の考え方</p> <p>① 市街地連担型地域については、コミュニティのまとまりや災害時の徒歩圏を考慮して町内会や自治会を単位として配置する。その際、近隣公園相当の広場と学校等の公共施設を地域の特性に応じて、連携して利用できるよう考慮することとする。</p> <p>② (略)</p> <p>7～8 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第9節 災害救急医療システムの整備</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部障害福祉局、病院局、市町〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3～13 (略)</p> <p>〔新設〕</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第9節 災害救急医療システムの整備</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部健康局、県健康福祉部障害福祉局、病院局、<u>教育委員会</u>、市町〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～13 (略)</p> <p>14 実習船の活用</p> <p>(1) 県は、<u>県立香住高等学校が保有する実習船「但州丸」</u>を活用し、災害時における物資の搬送及び水の提供、患者や医療従事者の搬送、医療行為(人工</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>14 (略)</p>	<p><u>透析等)の提供等について、医師会・医療関係機関等と連携し、訓練等を行う。</u></p> <p><u>(2) 県は、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律(令和3年法律第79号)に基づき国が行う対策を踏まえつつ、実習船の活用について検討を進める。</u></p> <p>15 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第10節 緊急輸送体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 緊急輸送道路ネットワークの設定 (1) (略) (2) 維持管理 道路管理者は、<u>緊急輸送路</u>について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、特に迅速な復旧に努めることとする。 (3) (略) 2～8 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第10節 緊急輸送体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 緊急輸送道路ネットワークの設定 (1) (略) (2) 維持管理 道路管理者は、<u>緊急輸送道路</u>について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、特に迅速な復旧に努めることとする。 (3) (略) 2～8 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県教育委員会、市町〕 第1 (略) 第2 内容</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第11節 避難対策の充実 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、<u>県健康福祉部健康局、県健康福祉部感染症等対策室</u>、県教育委員会、市町〕 第1 (略) 第2 内容</p>

現 行	修 正 案
<p>1～3 (略)</p> <p>4 避難所等の指定</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>① (略)</p> <p>② 広域<u>一次</u>避難への配慮</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 広域一時滞在への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域一時滞在の用に供する避難所になりうることにについて予め同意を得るよう努めることとする。 ・ 市町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。 ・ 県は、市町から県有施設（指定管理施設を含む）を広域一時滞在の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは協力するよう努める。 ・ 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の都道府県との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。 	<p>1～3 (略)</p> <p>4 避難所等の指定</p> <p>(1) 指定緊急避難場所</p> <p>① (略)</p> <p>② 広域避難への配慮</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 指定避難所</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>広域避難及び</u>広域一時滞在への配慮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町は、指定避難所を指定する際に併せて<u>広域避難及び</u>広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、<u>広域避難及び</u>広域一時滞在の用に供する避難所になりうることにについて予め同意を得るよう努めることとする。 ・ 市町は、大規模広域災害の<u>恐れがある場合又は大規模広域災害発生時</u>に円滑な広域避難<u>又は広域一時滞在</u>が可能となるよう、他の市町との<u>広域避難及び</u>広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めることとする。 ・ 県は、市町から県有施設（指定管理施設を含む）を<u>広域避難及び</u>広域一時滞在の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出があったときは協力するよう努める。 ・ 県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の都道府県との<u>広域避難及び</u>広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

現 行	修 正 案
<p><u>〔 新 設 〕</u></p> <p>④ 留意事項 (略)</p> <p>・市町は、<u>あらかじめ高齢者・障害者等、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を把握し、福祉避難所を指定することとする。</u></p> <p><u>〔 新 設 〕</u></p> <p><u>〔 新 設 〕</u></p> <p><u>〔 新 設 〕</u></p> <p><u>〔 新 設 〕</u></p> <p>(略)</p> <p>・市町は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所</u></p>	<p>・<u>県、市町、その他防災関係機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。</u></p> <p>④ 留意事項 (略)</p> <p>・市町は、<u>指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し必要な避難先を適切に確保するよう努めるものとする。</u></p> <p>・市町は、<u>福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</u></p> <p>・市町は、<u>福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p>・市町は、<u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p>・<u>県は、市町が民間社会福祉施設を福祉避難所として確保するための必要な支援を行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>・市町は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所</u></p>

現 行	修 正 案
<p>において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等の適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局（保健所）が連携することとする。また、市町は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等の検討に努めることとする。</p> <p><u>〔 新 設 〕</u></p> <p>5～9 （略）</p> <p>10 新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策</p> <p>市町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保や避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。</p> <p>また、市町は、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症への対応を適宜反映することとする。</p> <p><u>〔 新 設 〕</u></p> <p>11 避難勧告等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成</p> <p>県は、市町の適時適切な避難情報の発令や住民への伝達に資するため、市町</p>	<p>において感染症患者が発生した場合や濃厚接触者の避難等の適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局（保健所）が連携することとする。また、市町は、避難所での3密（密閉・密集・密接）を回避するため、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めることとする。</p> <p><u>・指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。</u></p> <p>5～9 （略）</p> <p>10 新型コロナウイルス感染症に対応した適切な避難対策</p> <p>(1) 市町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・導線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。</p> <p>また、市町は、避難所管理運営マニュアルに新型コロナウイルス感染症への対応を適宜反映することとする。</p> <p>(2) 県・保健所設置市の保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p> <p>11 避難指示等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成</p> <p>県は、市町の適時適切な避難情報の発令や住民への伝達に資するため、市町</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>がマニュアルを作成する際の手順や基本事項について具体例を交えて示したガイドラインを作成するとともに、市町から求めがあった場合には避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言することとする。</p> <p>市町は、避難勧告等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくこととする。</p> <p>12～13 (略)</p>	<p>がマニュアルを作成する際の手順や基本事項について具体例を交えて示したガイドラインを作成するとともに、市町から求めがあった場合には避難指示の対象地域、判断時期等について助言することとする。</p> <p>市町は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくこととする。</p> <p>12～13 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第13節 備蓄体制等の整備</p> <p>〔実施機関：農林水産省政策統括官、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県企業庁、市町、水道事業者〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 食料 (1) 備蓄、調達 ①～② (略) ③ 品目</p> <p>品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり、高齢者や乳幼児のニーズにも配慮することとする。</p> <p>ア 炊き出し用米穀、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食 イ 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等の副食</p> <p>〔新設〕</p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第13節 備蓄体制等の整備</p> <p>〔実施機関：農林水産省農産局、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県産業労働部産業振興局、県農政環境部農政企画局、県農政環境部農林水産局、県企業庁、市町、水道事業者〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 食料 (1) 備蓄、調達 ①～② (略) ③ 品目</p> <p>品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮することとする。</p> <p>ア 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食 イ 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の副食・飲料水 ウ 粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルギー除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>なお、現物備蓄又は流通在庫備蓄以外に、弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮することとする。</p> <p>④ 方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、市町で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、次の方法により対応することとする。なおこの方法を実効あるものにするため、原則として業者と協定を締結し、定期的に在庫確認を行うこととする。</p> <p>また、必要に応じて、自衛隊に乾パン等の食料の放出を要請することとする。</p> <p>(7) 米穀 …………… 備蓄食料の活用（広域防災拠点からのアルファ化米等の供出）</p> <p>米穀販売事業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用</p> <p>農林水産省政策統括官付貿易業務課への要請（県知事と農林水産省政策統括官が米穀の売買契約を締結。その後、政府所有米穀の販売等業務を委託している受託事業者からの引渡し）</p> <p>(イ)～(カ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 生活必需物資</p> <p>(1) 備蓄、調達</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 品目</p> <p>日用品 トイレットペーパー、ポリタンク、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、土のう袋、仮設トイレ、ブルーシート、ティッシュペーパー ほか</p> <p>④ 方法</p>	<p>なお、現物備蓄又は流通在庫備蓄以外に、弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮することとする。</p> <p>④ 方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 県は、市町で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、次の方法により対応することとする。なおこの方法を実効あるものにするため、原則として業者と協定を締結し、定期的に在庫確認を行うこととする。</p> <p>また、必要に応じて、自衛隊に乾パン等の食料の放出を要請することとする。</p> <p>(7) 米穀 …………… 備蓄食料の活用（広域防災拠点からのアルファ化米等の供出）</p> <p>米穀販売事業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用</p> <p>農林水産省農産局農産政策部貿易業務課への要請（県知事と農林水産省農産局長が米穀の売買契約を締結。その後、政府所有米穀の販売等業務を委託している受託事業者からの引渡し）</p> <p>(イ)～(カ) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 生活必需物資</p> <p>(1) 備蓄、調達</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 品目</p> <p>日用品 トイレットペーパー、ポリタンク、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、土のう袋、仮設トイレ、<u>電動簡易トイレ、携帯トイレ</u>、ブルーシート、ティッシュペーパー ほか</p> <p>④ 方法</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 県は、市町で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、毛布等については、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）等に備蓄した分を充当するとともに、あらかじめ協定した業者等に供給を依頼することとする。</p> <p>なお、この方法を実効あるものにするため、事前に業者のおおよその供給能力を把握しておくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が現物備蓄している物資 毛布、ブルーシート、仮設トイレ、<u>仮設風呂</u>、紙おむつ ・ 県が流通在庫備蓄している物資 毛布、ポリタンク、トイレットペーパー、哺乳瓶等乳幼児製品、紙おむつ <p>(2) 搬送等</p> <p>4 衛生物資</p> <p>(1) 備蓄、調達</p> <p>市町は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努めることとする。</p> <p>県は、災害時に被災市町の避難所運営において、不足した場合に広域応援調整ができるよう、衛生物資等を備蓄することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5～8 (略)</p>	<p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 県は、市町で供給が困難な場合、若しくは県が必要と認める場合、毛布等については、広域防災拠点（全県拠点、ブロック拠点）等に備蓄した分を充当するとともに、あらかじめ協定した業者等に供給を依頼することとする。</p> <p>なお、この方法を実効あるものにするため、事前に業者のおおよその供給能力を把握しておくこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が現物備蓄している物資 毛布、ブルーシート、仮設トイレ、紙おむつ ・ 県が流通在庫備蓄している物資 毛布、ポリタンク、トイレットペーパー、哺乳瓶等乳幼児製品、紙おむつ <p>(2) 搬送等</p> <p>4 衛生物資</p> <p>(1) 備蓄、調達</p> <p>市町は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の確保・備蓄に努めることとする。<u>また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u></p> <p>県は、災害時に被災市町の避難所運営において、不足した場合に広域応援調整ができるよう、衛生物資等を備蓄することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>5～8 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第16節 災害時要援護者支援対策の充実</p> <p>第1 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第2章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第16節 災害時要援護者支援対策の充実</p> <p>第1 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2 内容</p> <p>1 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 地域における避難支援体制の整備</p> <p>市町は、避難行動要支援者名簿をもとに、<u>対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努めることとする。</u>(略)</p> <p>県は、自主防災組織等と連携して個別支援計画の作成に取り組む居宅支援事業所等を支援し、防災と福祉の連携の促進を図ることとする。(以下、略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の整備</p> <p><u>(2)の規定にあたり盛り込む項目</u></p> <p>(略)</p>	<p>第2 内容</p> <p>1 災害時要援護者支援体制の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>個別避難計画作成をはじめとする地域における避難支援体制の整備</u></p> <p>市町は、<u>災害対策基本法の改正により、個別避難計画の作成が努力義務化されたことを踏まえ、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、自主防災組織、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者名簿をもとに、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用</u><u>に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>市町は、<u>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援体制の整備等、必要な配慮を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>県は、自主防災組織等と連携して個別避難計画の作成に取り組む居宅介護支援事業所、相談支援事業所等を支援し、防災と福祉の連携の促進を図ることとする。(以下、略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿の整備</p> <p><u>[削 除]</u></p> <p>(略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p><u>〔 新 設 〕</u></p> <p>(3)～(10) (略)</p>	<p>(3) <u>個別避難計画の整備</u></p> <p>① <u>計画作成の対象範囲</u> ② <u>計画の作成方法</u> ③ <u>計画の提供先、方法</u> ④ <u>計画作成に必要な個人情報及びその入手方法</u> ⑤ <u>計画の更新に関する事項</u> ⑥ <u>計画の提供に際し、情報漏洩を防止するために求める措置及び講ずる措置</u> ⑦ <u>避難支援等関係者の安全確保</u></p> <p>(出 典)「<u>避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針</u>」 <u>「兵庫県災害時要援護者支援指針」</u></p> <p>(4)～(11) (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 災害ボランティア活動の環境整備 (1) (略) (2) 受入体制の整備 県、市町は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努めることとする。 ① ボランティア団体等とのネットワークの構築 ②～③ (略) (3)～(5) (略) <u>〔 新 設 〕</u></p>	<p>第2編 災害予防計画 第2章 災害応急対策への備えの充実 第17節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 災害ボランティア活動の環境整備 (1) (略) (2) 受入体制の整備 県、市町は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努めることとする。 ① <u>行政機関、住民、ボランティア団体等とのネットワークの構築</u> ②～③ (略) (3)～(5) (略) <u>(6) 感染症の拡大が懸念される状況下における対応</u> <u>感染症の拡大が懸念される状況下では、県及び市町は、感染予防措置を徹</u></p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>2 (略)</p>	<p><u>底することとする。ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図り、また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備することとする。</u></p> <p>2 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実 〔実施機関：県企画県民部防災企画局、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県県土整備部</u>、<u>県教育委員会</u>、<u>防災関係機関</u>〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) 5 一般県民に対する防災知識の普及 (1) 周知方法 防災関係機関は、正しい防災知識をわかりやすく伝えるため、多様な媒体を活用するとともに、防災学習教材のユニバーサルデザイン化や多言語化にも努めることとする。 ①～⑧ (略) 〔新設〕 (2) 周知内容 防災関係機関は、防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツの充実に努めるとともに、最近の災害における住民の避難行動や被災事例等についても十分考慮することとする。 ①～② (略) ③ 災害に対する平素の心得 ア～オ (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第1節 防災に関する学習等の充実 〔実施機関：県企画県民部防災企画局、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県県土整備部</u>、<u>土木局</u>、<u>県教育委員会</u>、<u>防災関係機関</u>〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1～4 (略) 5 一般県民に対する防災知識の普及 (1) 周知方法 防災関係機関は、正しい防災知識をわかりやすく伝えるため、多様な媒体を活用するとともに、防災学習教材のユニバーサルデザイン化や多言語化、<u>専門家の知見の活用等</u>にも努めることとする。 ①～⑧ (略) ⑨ひょうご防災特別推進員の派遣等による普及 (2) 周知内容 防災関係機関は、防災知識の普及にあたり、災害をイメージする能力を高めるための防災学習コンテンツの充実に努めるとともに、最近の災害における住民の避難行動や被災事例、<u>気候変動の影響等</u>についても十分考慮することとする。 ①～② (略) ③ 災害に対する平素の心得 ア～オ (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p><u>〔 新 設 〕</u></p> <p>カ 避難の方法（<u>避難路、避難場所の確認、警戒レベルに応じた避難のタイミング</u>）や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）</p> <p>キ～セ （略）</p> <p>④ 津波に関する予報・警報や緊急地震速報、<u>避難勧告、避難指示</u>、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底</p> <p>⑤ 災害発生時の心得</p> <p>ア～ケ （略）</p> <p><u>〔 新 設 〕</u></p> <p>コ 自主防災組織の活動</p> <p>サ <u>自動車運転中及び旅行中等の心得</u></p> <p>シ <u>安否情報の確認のためのシステムの活用 等</u></p> <p><u>〔 新 設 〕</u></p> <p>6～7 （略）</p> <p>8 学校における防災教育</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 各学校の取り組み</p> <p>各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する防災教育を推進する。</p> <p>①～③ （略）</p>	<p>カ <u>避難行動への負担感、これまでの経験等のみに照らした危険性の判断、自身は被害にあわないという思い込み（正常性バイアス）の克服とマイ避難カードの作成等により避難行動に移るタイミング（逃げ時）等をあらかじめ設定しておくことの重要性</u></p> <p>キ <u>避難の方法（警戒レベルに応じた避難のタイミング、指定緊急避難場所や安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）、安全な避難路、居住する市町内での避難が困難な場合の広域避難等）</u>や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）</p> <p>ク～ソ （略）</p> <p>④ 津波に関する予報・警報や緊急地震速報、避難指示、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底</p> <p>⑤ 災害発生時の心得</p> <p>ア～ケ （略）</p> <p>コ <u>避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許されない」意識の徹底</u></p> <p>サ 自主防災組織の活動</p> <p>シ <u>諸条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時に取るべき行動</u></p> <p>ス <u>安否情報の確認のためのシステムの活用</u></p> <p>セ <u>生活再建に必要な行動（被災家屋の撮影等） 等</u></p> <p>6～7 （略）</p> <p>8 学校における防災教育</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 各学校の取り組み</p> <p>各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する<u>地域の災害リスクに基づいた防災教育</u>を推進する。</p> <p>①～③ （略）</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(3) (略) 9～11 (略)</p>	<p>(3) (略) 9～11 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第2節 自主防災体制の育成 第1 (略) 第2 内容 1 地区防災計画の策定等 市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案することができる。 市町防災会議は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第3章 県民参加による地域防災力の向上 第2節 自主防災体制の育成 第1 (略) 第2 内容 1 地区防災計画の策定等 市町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町防災会議に提案することができる。 市町防災会議は、市町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市町地域防災計画に地区防災計画を定めることとする。 <u>市町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>2～3 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第1節 防災基盤・施設等の整備</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第1節 防災基盤・施設等の整備</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第1款 地震防災緊急事業の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計画年度 平成28年度～平成32年度</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 計画内容 19事業</p> <p>整備目標や計画計上に関する考え方を明確にし、計画対象地域の地震被害の危険性等を踏まえた上で、対象施設における中長期的な整備目標や今後の必要整備量を把握し、整備の必要性や緊急性を明らかにすることにより、緊急事業としての趣旨を十分踏まえた計画とする。</p> <p>上記の考えに沿って以下の点に留意し作成する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6 (略)</p>	<p>第1款 地震防災緊急事業の推進</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 計画年度 令和3年度～令和7年度</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 計画内容</p> <p>整備目標や計画計上に関する考え方を明確にし、計画対象地域の地震被害の危険性等を踏まえた上で、対象施設における中長期的な整備目標や今後の必要整備量を把握し、整備の必要性や緊急性を明らかにすることにより、緊急事業としての趣旨を十分踏まえた計画とする。</p> <p>上記の考えに沿って以下の点に留意し作成する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>6 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第2節 都市の防災構造の強化</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 安全・安心な都市づくりの推進</p> <p>(1) 県は、「防災に関する方針」を「都市計画区域マスタープラン」に位置づけ、これまでの都市計画の思想と経験を継承しつつ、阪神・淡路大震災から得られた教訓を活かして、災害に強く、人々が安全で安心して暮らせる都市づくりを推進することとする。</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第2節 都市の防災構造の強化</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 安全・安心な都市づくりの推進</p> <p>(1) 県は、「防災に関する方針」を「都市計画区域マスタープラン」に位置づけるとともに、市町に対して防災対策・安全確保対策を定める防災指針を、<u>住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設等）の立地の適正化を図る立地適正化計画（都市再生特別措置法第81条）に位置づけるよう促し、</u>これまでの都市計画の思想と経験を継承しつつ、阪神・淡路大震災から得られた</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(2)～(3) (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>2～6 (略)</p>	<p>教訓を活かして、災害に強く、人々が安全で安心して暮らせる都市づくりを推進することとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 市町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</u></p> <p>2～6 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 一般建築物耐震化の促進</p> <p>(1) 民間建築物に対する補助</p> <p>① (略)</p> <p>② ひょうご住まいの耐震化促進事業</p> <p>ア 住宅耐震化補助</p> <p>(7) 耐震改修計画策定費補助</p> <p>[補助金額] 補助対象となる費用の3分の2以内 (補助限度額：戸建住宅=20万円、共同住宅：12万円/戸)</p> <p>(4) 耐震改修工事費補助</p> <p>[対象者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第3節 建築物等の耐震性の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 一般建築物耐震化の促進</p> <p>(1) 民間建築物に対する補助</p> <p>① (略)</p> <p>② ひょうご住まいの耐震化促進事業</p> <p>ア 住宅耐震化補助</p> <p>(7) 耐震改修計画策定費補助</p> <p>[補助金額] 補助対象となる費用の3分の2以内 (補助限度額：戸建住宅=20万円、<u>その他の共同住宅=12万円/戸、マンション=2,400円/㎡(1,000㎡以下の部分)、1,000円/㎡(1,000㎡を超えて2,000㎡以下の部分)、700円/㎡(2,000㎡を超える部分)</u>)</p> <p>(4) 耐震改修工事費補助</p> <p>[対象者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者 <u>(対象住宅がマンションの場合を除く)</u></p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>[補 助 金 額] ① 戸建住宅 <u>定額 100 万円 (工事費に応じ低減あり)</u></p> <p>② 共同住宅 補助対象となる費用の<u>2分の1</u>以内 (補助限度額：40 万円/戸)</p> <p><u>[新 設]</u></p> <p>イ 部分型耐震化補助 (7) 簡易耐震改修工事費補助 [対 象 者] 所得が 1,200 万円以下の県民で対象住宅を所有する者</p> <p>[補 助 金 額] ① 戸建住宅 <u>50 万円 (定額)</u></p> <p>② 共同住宅 補助対象となる費用の<u>2分の1</u>以内 (補助限度額：20 万円/戸)</p> <p><u>[新 設]</u></p> <p>(イ) 屋根軽量化工事費補助 [対 象 者] 所得が 1,200 万円以下の県民で対象住宅を所有する者</p> <p>[補 助 金 額] ① 戸建住宅 50 万円 (定額)</p> <p>② 共同住宅</p>	<p>[補 助 金 額] ① 戸建住宅 <u>補助対象となる費用の 5分の4 以内</u> <u>(補助限度額：100 万円/戸)</u></p> <p>② <u>その他の共同住宅</u> 補助対象となる費用の<u>5分の4</u>以内 (補助限度額：40 万円/戸)</p> <p>③ <u>マンション</u> 補助対象となる費用の 2分の1 以内 <u>(補助限度額：25,100 円/㎡)</u></p> <p>イ 部分型耐震化補助 (7) 簡易耐震改修工事費補助 [対 象 者] 所得が 1,200 万円以下の県民で対象住宅を所有する者 <u>(対象住宅がマンションの場合を除く)</u></p> <p>[補 助 金 額] ① 戸建住宅 <u>補助対象となる費用の 5分の4 以内</u> <u>(補助限度額：50 万円/戸)</u></p> <p>② <u>その他の共同住宅</u> 補助対象となる費用の<u>5分の4</u>以内 (補助限度額：20 万円/戸)</p> <p>③ <u>マンション</u> 補助対象となる費用の 2分の1 以内 <u>(補助限度額：12,550 円/㎡)</u></p> <p>(イ) 屋根軽量化工事費補助 [対 象 者] 所得が 1,200 万円以下の県民で対象住宅を所有する者 <u>(対象住宅がマンションの場合を除く)</u></p> <p>[補 助 金 額] ① 戸建住宅 50 万円 (定額)</p> <p>② <u>その他の共同住宅</u></p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p style="text-align: center;">補助対象となる費用の2分の1以内 (補助限度額：20万円/戸)</p> <p style="text-align: center;"><u>〔新設〕</u></p> <p>(ウ) シェルター型工事費補助 [補助金額] ① 戸建住宅 50万円(定額) ② 共同住宅 50万円/戸(定額)</p> <p style="text-align: center;"><u>〔新設〕</u></p> <p>ウ 住宅建替補助 [対 象 者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者</p> <p>[補助金額] <u>100万円(定額)</u></p> <p>エ (略) ③～⑧ (略) (2)～(3) (略) 4～11 (略)</p>	<p style="text-align: center;">補助対象となる費用の2分の1以内 (補助限度額：20万円/戸)</p> <p>③ <u>マンション</u> 補助対象となる費用の2分の1以内 (補助限度額：12,550円/㎡)</p> <p>(ウ) シェルター型工事費補助 [補助金額] ① 戸建住宅 50万円(定額) ② <u>その他の共同住宅</u> 50万円/戸(定額) ③ <u>マンション</u> 50万円/戸(定額)</p> <p>ウ 住宅建替補助 [対 象 者] 所得が1,200万円以下の県民で対象住宅を所有する者 (対象住宅がマンションの場合を除く)</p> <p>[補助金額] ① 戸建住宅 補助対象となる費用の5分の4以内 (補助限度額：100万円/戸) ② <u>その他の共同住宅</u> 補助対象となる費用の5分の4以内 (補助限度額：40万円/戸) ③ <u>マンション</u> 補助対象となる費用の2分の1以内 (補助限度額：25,100円/㎡)</p> <p>エ (略) ③～⑧ (略) (2)～(3) (略) 4～11 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4節 地盤災害の防止施設等の整備 第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備 第1～第2 (略) [資料]「<u>市町別急傾斜地崩壊危険箇所等数及び指定箇所数</u>」*電子データ 「急傾斜地崩壊危険箇所等」*電子データ 「土砂災害警戒区域等」*電子データ</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4節 地盤災害の防止施設等の整備 第3款 急傾斜地崩壊防止施設の整備 第1～第2 (略) [資料]「急傾斜地崩壊危険区域」*電子データ 「急傾斜地崩壊危険箇所」*電子データ 「土砂災害警戒区域等」*電子データ</p>
<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4節 地盤災害の防止施設等の整備 第5款 宅地造成等の規制 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 宅地防災パトロールと措置 (1) (略) (2) 県、市町は、造成された宅地について、必要に応じ、警察署・消防機関・<u>自衛隊</u>の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、災害のおそれのある宅地については関係者に対し防災措置を指導するなど必要な措置を行うこととする。(以下、略) (3) (略) 3～5 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第4節 地盤災害の防止施設等の整備 第5款 宅地造成等の規制 第1 (略) 第2 内容 1 (略) 2 宅地防災パトロールと措置 (1) (略) (2) 県、市町は、造成された宅地について、必要に応じ、警察署・消防機関の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、災害のおそれのある宅地については関係者に対し防災措置を指導するなど必要な措置を行うこととする。(以下、略) (3) (略) 3～5 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第5節 河川、海岸、ため池施設の整備</p>	<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第5節 河川、海岸、ため池施設の整備</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																		
<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 海岸施設の整備</p> <p>(1) 事業計画</p> <p>① 県(県土整備部)所管事業分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸(湾口防波堤)、尼崎西宮芦屋港海岸(護岸(改修)) 計2海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸(護岸補強)、東播磨港海岸(護岸補強) 他 計5海岸</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>洲本港海岸(護岸(改良))、香住海岸(陸閘(改良)) 他 計3海岸</td> </tr> </tbody> </table> <p>② (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	事業名	事業内容	高潮対策事業	福良港海岸(湾口防波堤)、尼崎西宮芦屋港海岸(護岸(改修)) 計2海岸	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸(護岸補強)、東播磨港海岸(護岸補強) 他 計5海岸	津波・高潮危機管理対策緊急事業	洲本港海岸(護岸(改良))、香住海岸(陸閘(改良)) 他 計3海岸	<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 海岸施設の整備</p> <p>(1) 事業計画</p> <p>① 県(県土整備部)所管事業分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業名</th> <th style="text-align: center;">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業</td> <td>福良港海岸(湾口防波堤、防潮堤)、尼崎西宮芦屋港海岸(護岸(改修)) 他 計3海岸</td> </tr> <tr> <td>大規模海岸保全施設改良事業</td> <td>姫路港海岸(大江島排水機場更新)、湊港海岸(湊排水機場更新) 計2海岸</td> </tr> <tr> <td>海岸堤防老朽化対策緊急事業</td> <td>淡路海岸(護岸補強)、東播磨港海岸(護岸補強) 他 計4海岸</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>尼崎西宮芦屋港海岸(護岸(沈下対策))、香住海岸(陸閘(改良)) 計2海岸</td> </tr> </tbody> </table> <p>② (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	事業名	事業内容	高潮対策事業	福良港海岸(湾口防波堤、防潮堤)、尼崎西宮芦屋港海岸(護岸(改修)) 他 計3海岸	大規模海岸保全施設改良事業	姫路港海岸(大江島排水機場更新)、湊港海岸(湊排水機場更新) 計2海岸	海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸(護岸補強)、東播磨港海岸(護岸補強) 他 計4海岸	津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸(護岸(沈下対策))、香住海岸(陸閘(改良)) 計2海岸
事業名	事業内容																		
高潮対策事業	福良港海岸(湾口防波堤)、尼崎西宮芦屋港海岸(護岸(改修)) 計2海岸																		
海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸(護岸補強)、東播磨港海岸(護岸補強) 他 計5海岸																		
津波・高潮危機管理対策緊急事業	洲本港海岸(護岸(改良))、香住海岸(陸閘(改良)) 他 計3海岸																		
事業名	事業内容																		
高潮対策事業	福良港海岸(湾口防波堤、防潮堤)、尼崎西宮芦屋港海岸(護岸(改修)) 他 計3海岸																		
大規模海岸保全施設改良事業	姫路港海岸(大江島排水機場更新)、湊港海岸(湊排水機場更新) 計2海岸																		
海岸堤防老朽化対策緊急事業	淡路海岸(護岸補強)、東播磨港海岸(護岸補強) 他 計4海岸																		
津波・高潮危機管理対策緊急事業	尼崎西宮芦屋港海岸(護岸(沈下対策))、香住海岸(陸閘(改良)) 計2海岸																		
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第1款 道路施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第1款 道路施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 緊急輸送道路等の整備</p> <p>(1)～(3) (略)</p>																		

地震災害対策計画

現 行	修 正 案								
<p>(4) 阪神高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 業 名</th> <th style="text-align: center;">事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市道高速道路2号線事業</td> <td>区 間：神戸市長田区南駒栄町～(神戸市長田区蓮池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	事 業 名	事 業 内 容	神戸市道高速道路2号線事業	区 間：神戸市長田区南駒栄町～(神戸市長田区蓮池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)	<p>(4) 阪神高速道路(株)所管事業分</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 業 名</th> <th style="text-align: center;">事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神戸市道高速道路2号線事業 (神戸山手線(南仲部))</td> <td>区 間：神戸市長田区南駒栄町～(神戸市長田区蓮池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	事 業 名	事 業 内 容	神戸市道高速道路2号線事業 (神戸山手線(南仲部))	区 間：神戸市長田区南駒栄町～(神戸市長田区蓮池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)
事 業 名	事 業 内 容								
神戸市道高速道路2号線事業	区 間：神戸市長田区南駒栄町～(神戸市長田区蓮池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)								
事 業 名	事 業 内 容								
神戸市道高速道路2号線事業 (神戸山手線(南仲部))	区 間：神戸市長田区南駒栄町～(神戸市長田区蓮池町) 総延長：2.2km (うち1.8kmは平成22年12月18日開通)								
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第2款 港湾施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 防災拠点として活用する港湾施設の整備</p> <p>(1) 耐震強化岸壁等の整備</p> <p>県(県土整備部)所管事業分整備済施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 業 名</th> <th style="text-align: center;">事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾改修事業</td> <td>姫路港 須加地区 橋梁(改良) (略) 赤穂港 千鳥地区道路 L= 240m</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略)</p>	事 業 名	事 業 内 容	港湾改修事業	姫路港 須加地区 橋梁(改良) (略) 赤穂港 千鳥地区道路 L= 240m	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第2款 港湾施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 防災拠点として活用する港湾施設の整備</p> <p>(1) 耐震強化岸壁等の整備</p> <p>県(県土整備部)所管事業分整備済施設</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 業 名</th> <th style="text-align: center;">事 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾改修事業</td> <td>姫路港 須加地区 橋梁(改良) (略) 赤穂港 千鳥地区道路 L= 240m 尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 橋梁(改良)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2～3 (略)</p>	事 業 名	事 業 内 容	港湾改修事業	姫路港 須加地区 橋梁(改良) (略) 赤穂港 千鳥地区道路 L= 240m 尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 橋梁(改良)
事 業 名	事 業 内 容								
港湾改修事業	姫路港 須加地区 橋梁(改良) (略) 赤穂港 千鳥地区道路 L= 240m								
事 業 名	事 業 内 容								
港湾改修事業	姫路港 須加地区 橋梁(改良) (略) 赤穂港 千鳥地区道路 L= 240m 尼崎西宮芦屋港 甲子園浜地区 橋梁(改良)								
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第3款 漁港施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>	<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第6節 交通関係施設の整備</p> <p>第3款 漁港施設の整備</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>								

地震災害対策計画

現 行				修 正 案																											
<p>1 県（農政環境部）所管事業分 漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th colspan="2">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">31</td> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(2地区)</td> <td rowspan="3">外かく施設、係留施設、水域施設</td> </tr> <tr> <td>漁港機能保全事業</td> <td>(6地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(6地区)</td> </tr> </tbody> </table>				年度	事業名	事業内容		31	水産生産基盤整備事業	(2地区)	外かく施設、係留施設、水域施設	漁港機能保全事業	(6地区)	漁港施設機能強化事業	(6地区)	<p>1 県（農政環境部）所管事業分 漁港漁場整備長期計画に基づき計画的に実施する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>事業名</th> <th colspan="2">事業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">3</td> <td>水産生産基盤整備事業</td> <td>(1地区)</td> <td rowspan="3">外かく施設、係留施設、水域施設</td> </tr> <tr> <td>水産物供給基盤機能保全事業</td> <td>(6地区)</td> </tr> <tr> <td>漁港施設機能強化事業</td> <td>(2地区)</td> </tr> </tbody> </table>				年度	事業名	事業内容		3	水産生産基盤整備事業	(1地区)	外かく施設、係留施設、水域施設	水産物供給基盤機能保全事業	(6地区)	漁港施設機能強化事業	(2地区)
年度	事業名	事業内容																													
31	水産生産基盤整備事業	(2地区)	外かく施設、係留施設、水域施設																												
	漁港機能保全事業	(6地区)																													
	漁港施設機能強化事業	(6地区)																													
年度	事業名	事業内容																													
3	水産生産基盤整備事業	(1地区)	外かく施設、係留施設、水域施設																												
	水産物供給基盤機能保全事業	(6地区)																													
	漁港施設機能強化事業	(2地区)																													
2 (略)				2 (略)																											
<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第7節 ライフライン関係施設の整備 第1款 電力施設の整備等 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、<u>県土整備部</u>、県農政環境部、市町、関西電力(株)、関西電力送配電(株)〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1～5 (略) 6 安定的な電力供給に向けた連携強化 県、関西電力送配電は、倒木等により送配電網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、<u>相互の連携の強化に努めることとする</u>。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努めることとする。</p>				<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第7節 ライフライン関係施設の整備 第1款 電力施設の整備等 〔実施機関：県企画県民部災害対策局、<u>県土整備部土木局</u>、県農政環境部、市町、関西電力(株)、関西電力送配電(株)〕</p> <p>第1 (略) 第2 内容 1～5 (略) 6 安定的な電力供給に向けた連携強化 県、関西電力送配電は、倒木等により送配電網<u>や道路啓開等</u>に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた<u>相互の連携の強化に努めることとする</u>。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努めることとする。</p>																											
<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第7節 ライフライン関係施設の整備 第2款 ガス施設の整備等 第1 (略)</p>				<p>第2編 災害予防計画 第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 第7節 ライフライン関係施設の整備 第2款 ガス施設の整備等 第1 (略)</p>																											

現 行	修 正 案
<p>第2 内容</p> <p>1 大阪ガス株の取組</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災システムの強化</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 導管網のブロック化</p> <p>大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生の恐れがある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。このブロック化には、地形に合わせて12ブロックに分割したスーパーブロック(中圧A導管)と、さらに、局所的対応を容易にするために<u>85箇所</u>に細分化したミドルブロック(中圧B導管)、<u>159箇所</u>のリトルブロック(低圧導管)がある。スーパーブロック、ミドルブロックにおいては、本社中央司令室及び京都中央指令サブセンターから遠隔操作ができるシステムになっている。</p> <p>⑥ 緊急時のガス供給停止システムの強化</p> <p>緊急時に遠隔操作でガスの供給を遮断できる遠隔遮断装置システムを約<u>1,809箇所</u>、さらに、設定された基準値以上(60カイン=震度6強相当)の揺れを感知すると自動的に都市ガス供給を停止する感震自動遮断システムを約<u>3,007箇所</u>に設置している。</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>第2 内容</p> <p>1 大阪ガス株の取組</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 防災システムの強化</p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 導管網のブロック化</p> <p>大規模地震の際にガスの供給を継続することによって、二次災害発生の恐れがある地域についてはガスの供給を一時的に停止し、他の地域に対してはガス供給を継続するために、導管網をブロック化するシステムを採用している。このブロック化には、地形に合わせて<u>大きく</u>分割したスーパーブロック(中圧A導管)と、局所的対応を容易にするために<u>更に</u>細分化したミドルブロック(中圧B導管)、<u>そして影響が大きな地域の局所的な対応を容易にするために更に</u>細分化したリトルブロック(低圧導管)がある。スーパーブロック、ミドルブロックにおいては、本社中央指令室及び京都中央指令サブセンターから遠隔操作ができるシステムになっている。</p> <p>⑥ 緊急時のガス供給停止システムの強化</p> <p>緊急時に遠隔操作でガスの供給を遮断できる遠隔遮断装置システムを<u>全供給エリアに設置している</u>。さらに、設定された基準値以上の揺れを感知すると自動的に都市ガス供給を停止する感震自動遮断システムも<u>全供給エリアに設置している</u>。</p> <p>⑦～⑧ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (一社)兵庫県LPガス協会の取組</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>①～③ (略)</p>

地震災害対策計画

現 行					修 正 案				
○ 地域防災事業所組織図 (令和2年5月末現在)					○ 地域防災事業所組織図 (令和3年4月1日現在)				
ブロック	地 域	防災事業所の種別・数			ブロック	地 域	防災事業所の種別・数		
		充填所	LPガススタンド	容器検査所			充填所	LPガススタンド	容器検査所
神戸	神戸市（垂水区、西区、北区除く）・ 芦屋市	1	5	0	神戸	神戸市（垂水区、西区、北区除く）・ 芦屋市	1	4	0
加印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	8	3	2	加印	加古川市・高砂市・加古郡・姫路市の一部	8	3	3
(3)～(4) (略)					(3)～(4) (略)				
<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第3款 電気通信施設の整備等</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、県農政環境部、<u>県県土整備部</u>、市町、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の取組</p> <p>西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 防災訓練の実施</p> <p>① (略)</p> <p>② 演習の種類</p> <p>ア 災害対策情報伝達演習</p>					<p>第2編 災害予防計画</p> <p>第4章 堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備</p> <p>第7節 ライフライン関係施設の整備</p> <p>第3款 電気通信施設の整備等</p> <p>〔実施機関：県企画県民部災害対策局、<u>県農政環境部</u>、<u>県県土整備部土木局</u>、市町、西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の取組</p> <p>西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 防災訓練の実施</p> <p>① (略)</p> <p>② 演習の種類</p> <p>ア 災害対策情報伝達演習</p>				

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>イ 災害復旧演習 ウ 大規模地震を想定した復旧対策演習 ③ (略) (4) 安定的な電気通信に向けた連携強化 県、西日本電信電話㈱は、倒木等により電気通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の強化に努めることとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努めることとする。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>イ 災害対策演習 ウ 大規模地震を想定した復旧対策演習 ③ (略) (4) 安定的な電気通信に向けた連携強化 県、西日本電信電話㈱は、倒木等により電気通信網や道路啓開等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の強化に努めることとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町との協力を努めることとする。</p> <p>2～3 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第5章 調査研究体制等の強化 第1節 地震観測体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 県内の地震動の観測施設 (1)～(3) (略) (4) 事業者が行う観測 鉄道事業者等が地震発生時の安全確保のため、設置している地震計は次のとおり。 県内の設置数 大阪ガス<u>65</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第5章 調査研究体制等の強化 第1節 地震観測体制の整備 第1 (略) 第2 内容 1 県内の地震動の観測施設 (1)～(3) (略) (4) 事業者が行う観測 鉄道事業者等が地震発生時の安全確保のため、設置している地震計は次のとおり。 県内の設置数 大阪ガス<u>約260</u> (大阪ガス HP より)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承 第5節 住宅再建共済制度の推進 第1 (略)</p>	<p>第2編 災害予防計画 第6章 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承 第5節 住宅再建共済制度の推進 第1 (略)</p>

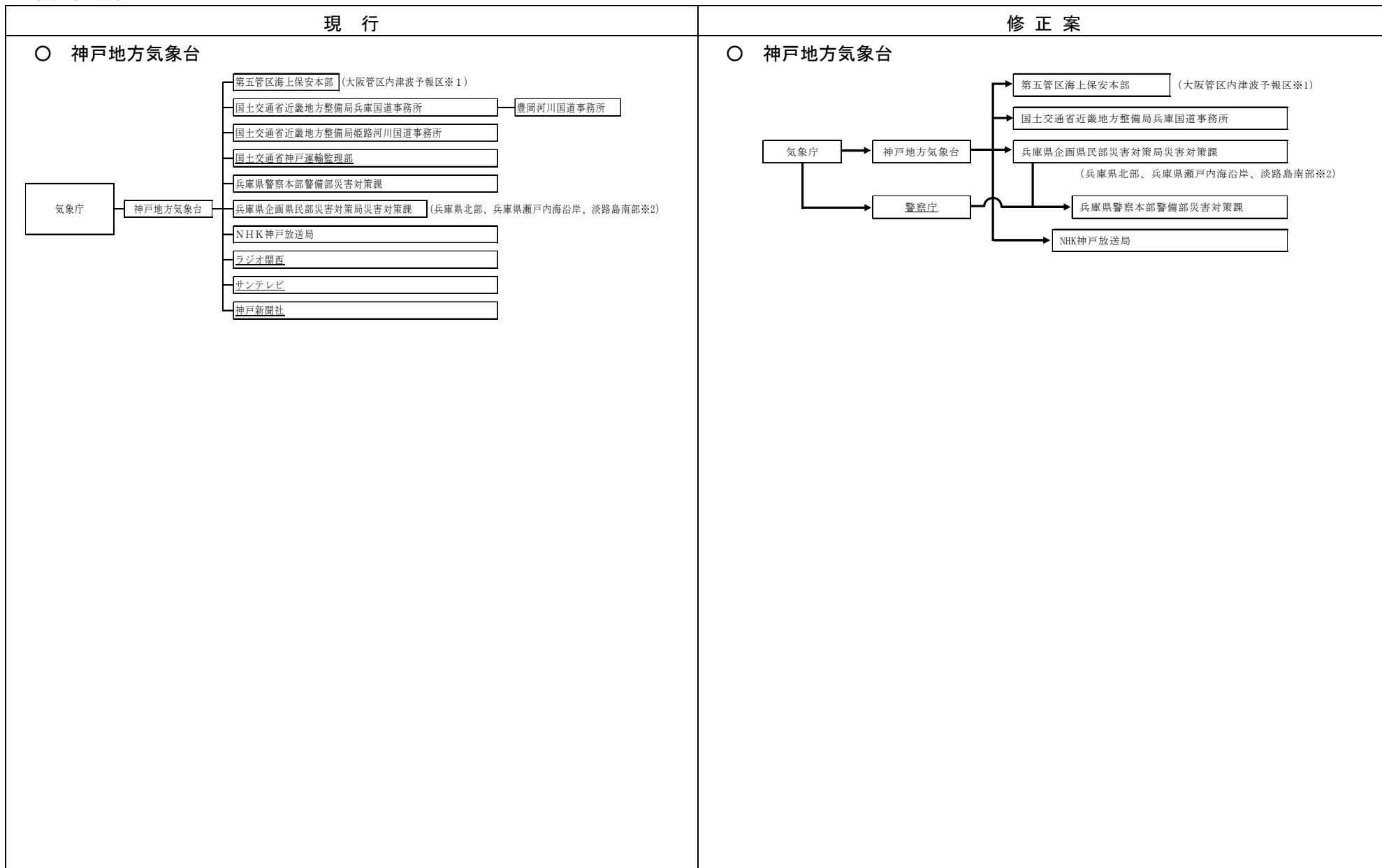
地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2 内容 (兵庫県住宅再建共済制度の概要)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 共済制度の概要 (表中) <u>一部損壊</u></p>	<p>第2 内容 (兵庫県住宅再建共済制度の概要)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 共済制度の概要 (表中) <u>準半壊</u></p>

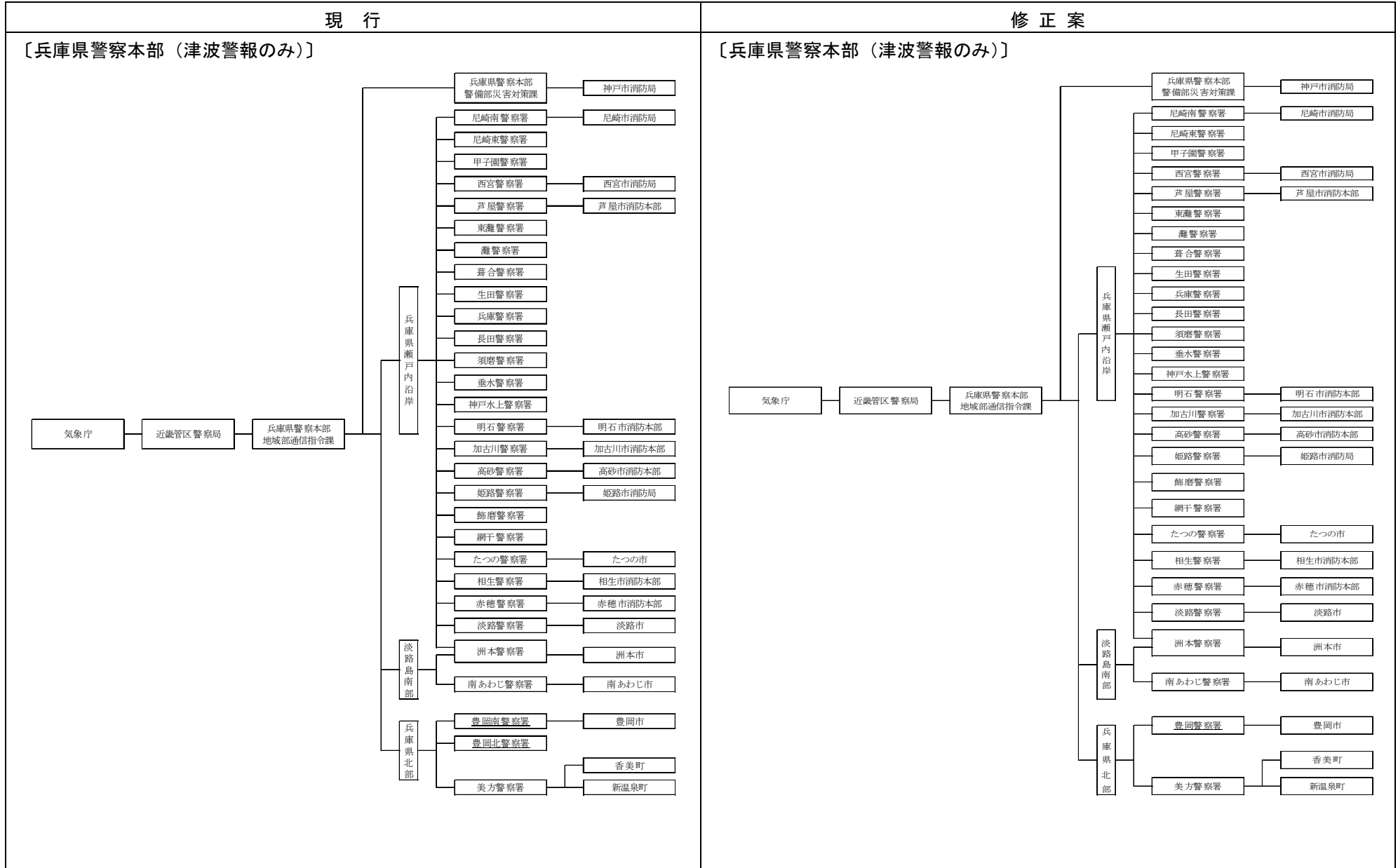
地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>(略)</p> <p>なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。</p> <p>(略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第1章 基本方針</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>(略)</p> <p>なお、災害応急活動の実施に当たっては、その総合的推進に努めるとともに、<u>災害が発生するおそれがある段階も含めて</u>時系列的な側面から重点的に実施すべき事項を的確に把握し、対処することが必要である。</p> <p>(略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 予警報等の発表・伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く）</p> <p>(1) 津波警報等と津波予報の発表</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 津波警報等の伝達系統</p> <p>○ 津波警報・注意報の伝達系統</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第1款 予警報等の発表・伝達</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 地震・津波の発生等に関する情報（大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言等を除く）</p> <p>(1) 津波警報等と津波予報の発表</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 津波警報等の伝達系統</p> <p>○ 津波警報・注意報の伝達系統</p>

地震災害対策計画



地震災害対策計画



地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(2) 地震及び津波に関する情報の発表</p> <ul style="list-style-type: none"> — 第五管区海上保安本部 — 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 — <u>国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所</u> — <u>国土交通省神戸運輸監理部</u> — 兵庫県警察本部警備部災害対策課 — 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 ※ — N H K 神戸放送局 — <u>ラジオ関西報道制作部</u> — <u>サンテレビ報道部</u> — <u>神戸新聞社社会部</u> <p>神戸地方気象台</p> <p>(3) (略)</p>	<p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(2) 地震及び津波に関する情報の発表</p> <ul style="list-style-type: none"> — 第五管区海上保安本部 — 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 — 神戸地方気象台 <ul style="list-style-type: none"> — 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 ※ — N H K 神戸放送局 <p>(3) (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 災害情報の収集・報告</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～11 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第2款 災害情報の収集・報告</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～11 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行			修 正 案		
○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統			○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統		
部	調査事項	調査（報告）系統	部	調査事項	調査（報告）系統
企画 県 民 部	私立学校の被害状況	総務課 ← 私学教育課 ← 私立学校	企画 県 民 部	私立学校の被害状況	総務課 ← 教育課 ← 私立学校
	県立大学の被害状況	総務課 ← 大学課 ← 県立大学		県立大学の被害状況	総務課 ← 大学室 ← 県立大学 芸術文化観光専門職大学
健康 福 祉 部	社会福祉施設等の被害	社会福祉課 ← 生活支援課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 県立施設 人権推進課 高齢政策課 障害福祉課 ユニバーサル推進課 こども政策課 児童課	健康 福 祉 部	社会福祉施設等の被害	社会福祉課 ← 地域福祉課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町 県立施設 人権推進課 高齢政策課 障害福祉課 ユニバーサル推進課 こども政策課 児童課
	医療施設・感染症施設の被害	社会福祉課 ← 医務課 ← 兵庫県医師会 兵庫県民間病院協会 兵庫県病院協会 国立病院等※ 地域医療 病院局 ← 県立病院 情報センター ← 健康福祉事務所(保健所) 市保健所 ← 各医療機関		医療施設・感染症施設の被害	社会福祉課 ← 医務課 ← 兵庫県医師会 兵庫県民間病院協会 兵庫県病院協会 国立病院等※ 地域医療 病院局 ← 県立病院 情報センター ← 健康福祉事務所(保健所) 市保健所 ← 各医療機関
産 業 労 働 部	産業・雇用関係被害状況	産業政策課 ← 各事業者等(大企業被害) 労政福祉課 ← 公共職業安定所等(離職者等の状況) 経営商業課 ← 各事業者等(金融機関等被害) 県民局(商工労政担当課) 各商工会議所・商工会等 各事業者・関係団体等 (中小企業、商工会議所 商工会、中小企業組合被害 大型店舗等、商店街 小売市場等被害) 地域金融室 ← 各事業者等(金融機関等被害) 工業振興課 ← 県民局(商工労政担当課) 各事業者・関係団体等 (下請企業 地場産業等被害) 産業立地室 ← 各事業者・関係団体等(産業団地被害) 国際経済課 ← 各事業者・関係団体等(貿易業被害) 観光振興課 ← 県民局(商工労政担当課) 各事業者・関係団体等	産 業 労 働 部	産業・雇用関係被害状況	産業政策課 ← 各事業者等(大企業被害) 労政福祉課 ← 公共職業安定所等(離職者等の状況) 経営商業課 ← 各事業者等(金融機関等被害) 県民局(商工労政担当課) 各商工会議所・商工会等 各事業者・関係団体等 (中小企業、商工会議所 商工会、中小企業組合被害 大型店舗等、商店街 小売市場等被害) 地域金融室 ← 各事業者等(金融機関等被害) 工業振興課 ← 県民局(商工労政担当課) 各事業者・関係団体等 (下請企業 地場産業等被害) 産業立地室 ← 各事業者・関係団体等(産業団地被害) 国際経済課 ← 各事業者・関係団体等(貿易業被害) 観光企画課 ← 県民局(商工労政担当課) 各事業者・関係団体等

地震災害対策計画

現 行			修 正 案		
		<p>調査（報告）系統</p>			<p>調査（報告）系統</p>
部	調査事項		部	調査事項	
県土整備部	道路の不通状況	技術企画課 ← 道路保全課 ← 土木事務所等[県管理] 国土交通省近畿地方整備局[国管理] 神戸市[神戸市管理] 市町[市町管理] ※ ※緊急輸送道路や孤立集落等に関するもの 道路企画課 ← 西日本高速道路(株) [高速自動車国道・有料道路] 本州四国連絡高速道路(株)[本四道路] 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 阪神高速道路(株)[阪神高速道路]	県土整備部	道路の不通状況	技術企画課 ← 道路保全課 ← 土木事務所等[県管理] 国土交通省近畿地方整備局[国管理] 神戸市[神戸市管理] 市町[市町管理] ※ ※緊急輸送道路や孤立集落等に関するもの 道路企画課 ← 西日本高速道路(株) 本州四国連絡高速道路(株) 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 阪神高速道路(株)
企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 猪名川広域水道事務所等 地域整備振興課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所	企業庁	企業庁関連施設被害	総務課 ← 水道課 ← 広域水道事務所等 地域整備振興課 ← 播磨科学公園都市まちづくり事務所 北播磨・臨海建設事務所
○ 市町からの主な緊急対策支援要請			○ 市町からの主な緊急対策支援要請		
部	調査事項	調査（報告）系統	部	調査事項	調査（報告）系統
災害対策本部事務局	食料の調達・あつせん	農林水産省 政策統括官 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 消費流通課 ← 協定業者 ← 市町	災害対策本部事務局	食料の調達・あつせん	農林水産省 農産局長 ← 総合農政課 ← 事務局 ← 地方本部事務局 消費流通課 ← 協定業者 ← 市町
健康福祉部	感染症対策薬剤等の供給	県内市町 ← 疾病対策課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町	健康福祉部	感染症対策薬剤等の供給	県内市町 ← 感染症対策課 ← 健康福祉事務所(保健所) ← 市町
県土整備部	被災建築物応急危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 被災宅地危険度判定連絡協議会 ← 建築指導課 ← 市町	県土整備部	被災建築物応急危険度判定士の派遣	国土交通省 ← 近畿被災建築物応急危険度判定協議会 ← 建築指導課 ← 市町
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第3款 通信手段の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>			<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 情報の収集・伝達</p> <p>第3款 通信手段の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>		

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>1～4 (略)</p> <p>5 非常通信経路計画</p> <p>(1) 内容</p> <p>11 関西電力通信設備</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>[資料] 「<u>関西電力無線通信系統図</u>」(他略)</p>	<p>1～4 (略)</p> <p>5 非常通信経路計画</p> <p>(1) 内容</p> <p>11 関西電力<u>送配電</u>通信設備</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>[資料] <u>[削 除]</u>(他略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第1款 自衛隊への派遣要請</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 海上保安本部長が行う場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 兵庫県北部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第八管区海上保安本部長が行う。</p> <div data-bbox="472 1042 1075 1185" style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[第八管区海上保安本部長] --> B[海上自衛隊舞鶴地方総監] A --> C[海上自衛隊小松基地司令] A --> D[航空自衛隊第3輸送航空隊司令] </pre> </div> <p>3～9 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第1款 自衛隊への派遣要請</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 海上保安本部長が行う場合</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 兵庫県北部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第八管区海上保安本部長が行う。</p> <div data-bbox="1458 1042 2060 1185" style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[第八管区海上保安本部長] --> B[海上自衛隊舞鶴地方総監] A --> C[航空自衛隊小松基地司令] A --> D[航空自衛隊第3輸送航空隊司令] </pre> </div> <p>3～9 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2款 県域の被害への対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 他の都道府県との応援協定に基づく応援要請</p> <p>① (略)</p> <p>② 全国都道府県における広域応援協定に基づく応援要請</p> <p>県は、近畿ブロック内の総合調整を行い、近畿ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合、全国知事会に対し、広域応援を要請する。</p> <p>なお、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「被災市区町村応援職員確保システム」の運用に留意する。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>第2款 県域の被害への対応</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 他の都道府県との応援協定に基づく応援要請</p> <p>① (略)</p> <p>② 全国都道府県における広域応援協定に基づく応援要請</p> <p>県は、近畿ブロック内の総合調整を行い、近畿ブロック内での支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合、全国知事会に対し、広域応援を要請する。</p> <p>なお、被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みである「<u>応急対策職員派遣制度</u>」の運用に留意する。</p> <p>③～④ (略)</p> <p>(5)～(6) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第3款 県外の被災地に対する応援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 <u>被災市区町村応援職員確保システム</u>による応援職員の派遣</p> <p>県及び市町は、被災市区町村応援職員確保システムに基づき、被災市区町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員を職員として派遣するものとする。</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第3款 県外の被災地に対する応援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 <u>応急対策職員派遣制度</u>による応援職員の派遣</p> <p>県及び市町は、<u>応急対策職員派遣制度</u>に基づき、被災市区町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員を職員として派遣するものとする。</p>

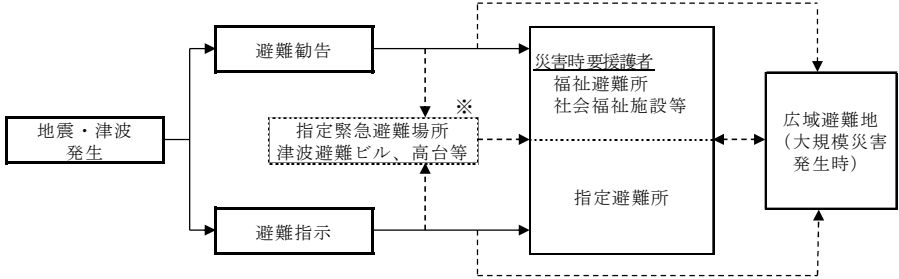
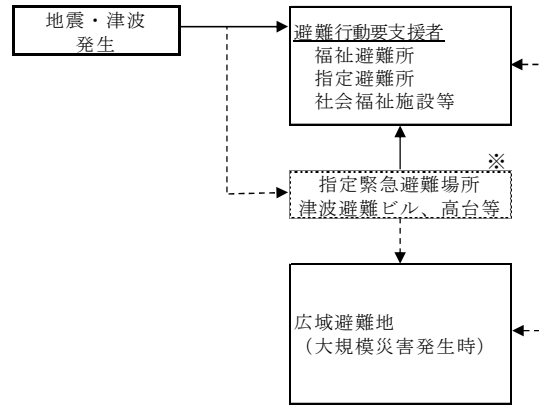
地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>とする。</p> <p>7～9 (略)</p>	<p><u>なお、感染症禍においては、派遣職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底することとする。</u></p> <p>7～9 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>[新 設]</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 交通・輸送対策の実施</p> <p>第1款 交通の確保対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 陸上交通の確保</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p><u>(11) 道路法(第17条第8項)に基づく市町管理道路の啓開・災害復旧工事の代行</u> <u>県は、指定市以外の市町から要請があり、かつ、当該市町における道路</u> <u>の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案し、当該市町が管理</u> <u>する市町道について、啓開又は災害復旧に関する工事を当該市町に代わっ</u> <u>て自ら行うことが適当であると認められるときは、これを行うことができ</u> <u>る。</u></p> <p>3～5 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第4節 避難対策の実施</p> <p>〔実施機関：海上保安本部、自衛隊、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部少子高齢局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部健康局、県県土整備部土木局、県教育委員会、市町、消防機関〕</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第4節 避難対策の実施</p> <p>〔実施機関：海上保安本部、自衛隊、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部社会福祉局、県健康福祉部少子高齢局、県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部健康局、<u>県健康福祉部感染症等対策室</u>、県県土整備部土木局、県教育委員会、市町、消防機関〕</p>

現 行	修 正 案
<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施機関</p> <p>(1) 避難の<u>勧告</u>・指示</p> <p>避難の<u>勧告</u>・指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。</p> <p>(災害対策基本法第60条第6項～8項)</p> <p>① <u>避難の勧告</u> 災害全般について 市町長 (災害対策基本法第60条)</p> <p>② 避難の指示 (以下、略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 避難の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難のための<u>勧告</u>及び指示</p> <p>① 勧告・指示の基準</p> <p>(災害全般)</p> <p>ア 市町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し<u>避難の勧告</u>をすることとする。<u>また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をすることとする。</u></p> <p>イ 市町長は、<u>避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(津波災害)</p> <p>ア 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう<u>勧告</u>・指示することとする。</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施機関</p> <p>(1) 避難の指示</p> <p>避難の指示の実施責任機関は次の通りとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。</p> <p>(災害対策基本法第60条第6項～8項)</p> <p><u>[削除]</u></p> <p>避難の指示 (以下、略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 避難の実施</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 避難のための<u>勧告</u>及び指示</p> <p>① 勧告・指示の基準</p> <p>(災害全般)</p> <p>ア 市町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し<u>避難の指示</u>をすることとする。</p> <p>イ 市町長は、<u>避難のための立退きを指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。</u></p> <p>ウ～エ (略)</p> <p>(津波災害)</p> <p>ア 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示することとする。</p>

現 行	修 正 案
<p>イ 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、市町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に退避するよう<u>勧告</u>・指示することとする</p> <p>なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市町長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとることとする。</p> <p>② <u>勧告</u>・指示の内容</p> <p>市町長等は、<u>避難の勧告</u>・指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。</p> <p>ア <u>避難勧告</u>、<u>避難指示(緊急)</u>が発令された地域名 イ～エ (略)</p> <p>③ 勧告・指示の伝達方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市町は、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>、<u>避難勧告</u>、<u>避難指示(緊急)</u>を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。また、市町は地域のコミュニティFMやCATV等の活用も図ることとする。</p> <p>ウ 市町は、<u>災害時要援護者</u>への伝達に際しては<u>避難支援計画</u>等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行うこととする。</p> <p>エ 市町は、<u>避難勧告</u>等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、住民にその意味がわかりやすく伝わるよう、努めることとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 避難誘導</p> <p>① (略)</p> <p>② 市町は、あらかじめ名簿や<u>避難支援計画</u>、コミュニティファイル等により<u>災害時要援護者</u>の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努めることとする。</p> <p>③ 県民は、<u>あらかじめ自らの地域の避難所と避難経路</u>を把握しておくこと</p>	<p>イ 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、市町長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に退避するよう指示することとする</p> <p>なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市町長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとることとする。</p> <p>② 指示の内容</p> <p>市町長等は、<u>避難の指示</u>を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。</p> <p>ア <u>避難指示</u>が発令された地域名 イ～エ (略)</p> <p>③ 勧告・指示の伝達方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 市町は、<u>高齢者等避難</u>、<u>避難指示</u>を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。また、市町は地域のコミュニティFMやCATV等の活用も図ることとする。</p> <p>ウ 市町は、<u>避難行動要支援者</u>への伝達に際しては<u>個別避難計画</u>等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行うこととする。</p> <p>エ 市町は、<u>避難指示</u>等の伝達にあたっては、事前に例文を作成するなど、住民にその意味がわかりやすく伝わるよう、努めることとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 避難誘導</p> <p>① (略)</p> <p>② 市町は、あらかじめ名簿や<u>個別避難計画</u>、コミュニティファイル等により<u>避難行動要支援者</u>の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努めることとする。</p> <p>③ 県民は、「<u>マイ避難カード</u>」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミン</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>とする。</p> <p>④～⑥（略）</p> <p>（災害時要援護者の避難）</p>  <p>3 避難所の開設・運営等</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>①（略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>②～④（略）</p> <p>〔新設〕</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>⑧ 市町は、災害時要援護者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分</p>	<p>グ（逃げ時）、避難所、避難経路等を把握しておくこととする。</p> <p>④～⑥（略）</p> <p>（避難行動要支援者の避難）</p>  <p>3 避難所の開設・運営等</p> <p>(1) 避難所の開設</p> <p>①（略）</p> <p>② 市町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</p> <p>③～⑤（略）</p> <p>⑥ 市町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</p> <p>(2)～(3)（略）</p> <p>(4) 避難所の運営</p> <p>①～⑦（略）</p> <p>⑧ 市町は、災害時要援護者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分</p>

現 行	修 正 案
<p>な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することとする。</p> <p>〔女性のニーズ例〕</p> <p>女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>⑨ 市町は、<u>避難誘導、避難所開設に関する広報活動を行うこととする。</u></p> <p>⑩～⑬ (略)</p> <p>(5) 保健・衛生対策</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 感染症予防対策</p> <p>感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努めることとする。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>4 広域避難<u>（広域一時滞在）</u>等</p>	<p>な配慮を行うとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮することとする。</p> <p>〔女性のニーズ例〕</p> <p>女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、<u>男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等</u></p> <p>⑨ <u>市町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>〔削除〕</u></p> <p>⑩～⑬ (略)</p> <p>(5) 保健・衛生対策</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>⑥ 感染症予防対策</p> <p><u>ア 感染症予防のための手洗いの励行や清掃等の衛生対策に努めることとする。</u></p> <p><u>イ 県、市町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>ウ 県（健康福祉事務所）及び保健所設置市の保健所は、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対して、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u></p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>4 広域避難・<u>広域一時滞在</u></p>

現 行	修 正 案
<p>(1) 県内における広域一時滞在</p> <p>① 被災市町</p> <p>被災市町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入を協議することができる。</p> <p>被災市町は、県に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 県</p> <p>県は、被災市町から、広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求められたときは、必要な助言を行うほか、必要な協力を行うよう努める。</p> <p>(2) 県外における広域一時滞在</p> <p>① 被災市町</p> <p>被災市町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入を協議するよう求めることができる。</p> <p>② 県</p> <p>県は、他の都道府県域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住</p>	<p>(1) 県内における<u>広域避難及び</u>広域一時滞在</p> <p>① 被災市町</p> <p>被災市町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における<u>広域避難又は広域一時滞在</u>の必要があると認めるときは、県に報告の上、<u>予測される被災状況又は具体的な被災状況</u>、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入を<u>直接</u>協議することができる。</p> <p>被災市町は、県に対し、<u>広域避難又は広域一時滞在</u>の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他<u>広域避難又は広域一時滞在</u>に関する事項について助言を求めることができる。</p> <p>② （略）</p> <p>③ 県</p> <p>県は、被災市町から、<u>広域避難又は広域一時滞在</u>の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他<u>広域避難又は広域一時滞在</u>に関する事項について助言を求められたときは、必要な助言を行うほか、必要な協力を行うよう努める。</p> <p>(2) 県外における<u>広域避難及び</u>広域一時滞在</p> <p>① 被災市町</p> <p>被災市町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県と協議の上、他の都道府県域における<u>広域避難又は広域一時滞在</u>の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入を協議するよう求めることができる。</p> <p><u>なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p>② 県</p> <p>県は、他の都道府県域における<u>広域避難又は広域一時滞在</u>の必要があると認めるときは、関西広域連合に対し、具体的な被災状況、受け入れを希</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>民の数その他必要な事項を示し、広域一時滞在の協議先とすべき都道府県の調整を求めることができる。</p> <p>県は、他の都道府県に被災住民の受け入れを協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 情報共有</p> <p>被災市町は、広域一時滞在を受け入れた市町の協力を得て、広域一時滞在进行している被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。</p> <p>広域一時滞在を受け入れた市町は、被災市町とともに、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>5 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難準備情報、<u>勧告</u>・指示の実施責任者</p> <p>(5) 避難準備情報、<u>勧告</u>・指示の方法（基準、伝達内容、伝達方法等）</p> <p>(6)～(15) (略)</p>	<p>望する被災住民の数その他必要な事項を示し、<u>広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき都道府県の調整を求めることができる。</u></p> <p>県は、他の都道府県に被災住民の受け入れを協議しようとするときは、内閣総理大臣に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して協議する。<u>その際、国に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受け入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 情報共有</p> <p>被災市町は、<u>広域避難及び広域一時滞在</u>を受け入れた市町の協力を得て、<u>広域避難及び広域一時滞在进行している被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に伝達する体制を整備する。</u></p> <p><u>広域避難及び広域一時滞在</u>を受け入れた市町は、被災市町とともに、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供する体制の整備に努める。</p> <p><u>防災関係機関は、被災住民のニーズを十分把握するとともに、相互に連携をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、被災住民等に役立つ確な情報を提供できるように努める。</u></p> <p>5 市町地域防災計画で定めるべき事項</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 避難準備情報、指示の実施責任者</p> <p>(5) 避難準備情報、指示の方法（基準、伝達内容、伝達方法等）</p> <p>(6)～(15) (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第5節 住宅の確保</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第5節 住宅の確保</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設の要請・供与等</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 県は、救助実施市を除く市町からの情報等に基づき、<u>応急仮設住宅の供与方法を決定する。</u></p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 応急仮設住宅の供与</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設の要請・供与等</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 県は、救助実施市を除く市町からの情報等に基づき、<u>既存住宅ストックの活用を重視して</u>応急仮設住宅の供与方法を決定する。</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>3～7 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1款 食料の供給</p> <p>〔実施機関：農林水産省政策統括官、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農政企画局、市町〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 品目</p> <p>品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズにも配慮することとする。</p> <p>なお、食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。</p> <p>(1) 炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食</p> <p>(2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第6節 食料・飲料水及び物資の供給</p> <p>第1款 食料の供給</p> <p>〔実施機関：農林水産省農産局、県企画県民部災害対策局、県農政環境部農政企画局、市町〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 品目</p> <p>品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、<u>妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等</u>のニーズにも配慮することとする。</p> <p>なお、食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。</p> <p>(1) 炊き出し用米穀、<u>弁当</u>、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食</p> <p>(2) 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>清涼飲料水等の副食 (3) (略) 4 (略) 5 主食の供給 (1) 米穀の供給 ① (略) ② 災害救助法が適用されてからの供給 ア (略) イ 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の引渡を要請し、米穀の売買契約を締結し、市町に供給する。 ウ 市町は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省政策統括官に政府所有米穀の引渡を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。 6～10 (略)</p>	<p>副食・飲料水 (3) (略) 4 (略) 5 主食の供給 (1) 米穀の供給 ① (略) ② 災害救助法が適用されてからの供給 ア (略) イ 県は、市町から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請し、米穀の売買契約を締結し、市町に供給する。 ウ 市町は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省農産局長に政府所有米穀の引渡を要請し、要請後は県へ速やかにその旨を報告する。 6～10 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第2款 健康対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)・保健活動の応援派遣に関する調整 県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要となるなど、保健医療活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、国に対する DHEAT・保健活動にかかる応援要請を検討する。 また、県は、被災都道府県から国を通じて DHEAT の派遣要請があったときは、</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 第2款 健康対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 兵庫県災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)・保健活動の応援派遣に関する調整・兵庫県災害派遣福祉チーム (DWAT) (1) 県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要となるなど、保健医療活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、国に対するDHEAT・保健活動にかかる応援要請を検討する。 また、県は、被災都道府県から国を通じてDHEATの派遣要請があったときは、</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>専門的な研修を受講した職員の中から、医師、保健師等で構成する支援チームや保健活動にかかる派遣を検討する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>専門的な研修を受講した職員の中から、医師、保健師等で構成する支援チームや保健活動にかかる派遣を検討する。</p> <p><u>(2) 災害発生時において、国、被災都道府県、県内市町から派遣要請があった場合に、避難所及び被災者等の福祉的支援が行えるよう、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を行う災害派遣福祉チーム(DWAT)が派遣できるよう準備を進める。</u></p> <p>4 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第4款 感染症対策の実施</p> <p>〔実施機関：県健康福祉部健康局、市町〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 感染症対策</p> <p>県は、必要により夏季の腸管出血性大腸菌感染症等、冬季のインフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎等感染症防止のための検査や保健指導を行うこととし、特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等感染防止に努めることとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第7節 保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施</p> <p>第4款 感染症対策の実施</p> <p>〔実施機関：県健康福祉部健康局、<u>県健康福祉部感染症等対策室</u>、市町〕</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 感染症対策</p> <p>県は、必要により夏季の腸管出血性大腸菌感染症等、冬季のインフルエンザ、ノロウイルスによる感染性胃腸炎、<u>新型コロナウイルス感染症</u>等感染症防止のための検査や保健指導を行うこととし、特に抵抗力の弱い高齢者や乳幼児への感染症予防やまん延防止の指導等感染防止に努めることとする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第8節 生活救援対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第8節 生活救援対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>1～9 (略)</p> <p>10 雇用対策の実施 県及び兵庫労働局は、<u>独自に、又は協力・連携して、被災した事業主に対する雇用の維持の支援を図るとともに、被災した離職者等の生活の安定や早期就職を支援するために必要な措置を講じることとする。</u> また、事業主に対し復旧工事等における労働災害の防止の啓発、指導に努めることとする。</p> <p>11～12 (略)</p>	<p>1～9 (略)</p> <p>10 雇用対策の実施 県及び兵庫労働局は、<u>必要に応じて協力・連携し、被災した事業主による雇用の維持、離職者等の生活の安定及び早期再就職を支援するため、雇用保険等の特例措置を含め必要な措置を講じることとする。</u> また、事業主に対し復旧工事等における労働災害の防止の啓発、指導に努めることとする。</p> <p>11～12 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第1款 ガレキ対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1 市町の措置 (1)～(2) (略) <u>〔新設〕</u></p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第12節 廃棄物対策の実施 第1款 ガレキ対策の実施 第1 (略) 第2 内容 1 市町の措置 (1)～(2) (略) (3) その他 <u>市町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u></p> <p>2～3 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ 第1 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第14節 災害ボランティアの派遣・受入れ 第1 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティアの受入れ</p> <p>(1) 災害ボランティアの受入体制</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 市町は、その実情に応じ、第三者的な機関（市町社会福祉協議会、日本赤十字社、平素から連携を図っているその他のボランティア団体等）と連携して、災害ボランティアの受入・紹介窓口となる災害ボランティアセンター等を開設することとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項</p> <p>ボランティアの受入・紹介窓口、ボランティア団体、ボランティアコーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守するよう努めることとする。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>⑧ 感染症の拡大が懸念される状況下では、感染予防措置を徹底すること。また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備すること。</p>	<p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティアの受入れ</p> <p>(1) 災害ボランティアの受入体制</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 市町は、その実情に応じ、第三者的な機関（市町社会福祉協議会、日本赤十字社、平素から連携を図っているその他のボランティア団体等）と連携して、災害ボランティアの受入・紹介窓口となる災害ボランティアセンター等を開設することとする。<u>なお、県、神戸市及び県から事務の委任を受けた市町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 災害ボランティアの受入れ・派遣に当たっての基本事項</p> <p>ボランティアの受入・紹介窓口、ボランティア団体、ボランティアコーディネート機関等は、ボランティアの受入れ、派遣に当たっては、特に、次の事項を遵守するよう努めることとする。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>市町は、災害ボランティアと自主防災組織等地域住民との連携や円滑な関係づくりに努めること。</u></p> <p>⑨ <u>感染症の拡大が懸念される状況下では、県及び市町は、感染予防措置を徹底することとする。ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図り、また、県は、災害ボランティアのPCR検査費用を支援するなど派遣環境を整備すること。</u></p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第17節 ライフラインの応急対策の実施</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第3款 電気通信の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策</p> <p>西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 復旧作業にいたるまでの対応</p> <p>① 通信の途絶の解消と通信の確保</p> <p>地震により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じることとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 応急ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成</p> <p>オ～キ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>第3款 電気通信の確保</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)の応急対策</p> <p>西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)各社は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 復旧作業にいたるまでの対応</p> <p>① 通信の途絶の解消と通信の確保</p> <p>地震により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じることとする。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成</p> <p>オ～キ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>3～4 (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第19節 警備対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第19節 警備対策の実施</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～4 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案												
<p>5 兵庫県警察災害警備本部指揮系統図</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%;">警 備 本 部 長</td> <td>警察本部長</td> </tr> <tr> <td>副 本 部 長</td> <td>警務部長 警備部長</td> </tr> <tr> <td>幕 僚</td> <td> 総務部長 (兼)警務部長 刑事部長 生活安全部長 地域部長 交通部長 (兼)警備部長 神戸市警察部長兼第一方面本部長 警察学校長 警務課長 第二方面本部長 第三方面本部長 刑事部組織犯罪対策局長 刑事部参事官兼生活安全部参事官 交通部参事官 近畿管区警察局兵庫県情報通信部長 </td> </tr> </table> <p>6 (略)</p>	警 備 本 部 長	警察本部長	副 本 部 長	警務部長 警備部長	幕 僚	総務部長 (兼)警務部長 刑事部長 生活安全部長 地域部長 交通部長 (兼)警備部長 神戸市警察部長兼第一方面本部長 警察学校長 警務課長 第二方面本部長 第三方面本部長 刑事部組織犯罪対策局長 刑事部参事官兼生活安全部参事官 交通部参事官 近畿管区警察局兵庫県情報通信部長	<p>5 兵庫県警察災害警備本部指揮系統図</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 10%;">警 備 本 部 長</td> <td>警察本部長</td> </tr> <tr> <td>副 本 部 長</td> <td>警務部長 警備部長</td> </tr> <tr> <td>幕 僚</td> <td> 総務部長 (兼)警務部長 刑事部長 生活安全部長 地域部長 交通部長 (兼)警備部長 神戸市警察部長兼第一方面本部長 <u>サイバー・捜査高度化室長</u> 警察学校長 警務課長 第二方面本部長 第三方面本部長 刑事部組織犯罪対策局長 刑事部参事官兼生活安全部参事官 交通部参事官 近畿管区警察局兵庫県情報通信部長 </td> </tr> </table> <p>6 (略)</p>	警 備 本 部 長	警察本部長	副 本 部 長	警務部長 警備部長	幕 僚	総務部長 (兼)警務部長 刑事部長 生活安全部長 地域部長 交通部長 (兼)警備部長 神戸市警察部長兼第一方面本部長 <u>サイバー・捜査高度化室長</u> 警察学校長 警務課長 第二方面本部長 第三方面本部長 刑事部組織犯罪対策局長 刑事部参事官兼生活安全部参事官 交通部参事官 近畿管区警察局兵庫県情報通信部長
警 備 本 部 長	警察本部長												
副 本 部 長	警務部長 警備部長												
幕 僚	総務部長 (兼)警務部長 刑事部長 生活安全部長 地域部長 交通部長 (兼)警備部長 神戸市警察部長兼第一方面本部長 警察学校長 警務課長 第二方面本部長 第三方面本部長 刑事部組織犯罪対策局長 刑事部参事官兼生活安全部参事官 交通部参事官 近畿管区警察局兵庫県情報通信部長												
警 備 本 部 長	警察本部長												
副 本 部 長	警務部長 警備部長												
幕 僚	総務部長 (兼)警務部長 刑事部長 生活安全部長 地域部長 交通部長 (兼)警備部長 神戸市警察部長兼第一方面本部長 <u>サイバー・捜査高度化室長</u> 警察学校長 警務課長 第二方面本部長 第三方面本部長 刑事部組織犯罪対策局長 刑事部参事官兼生活安全部参事官 交通部参事官 近畿管区警察局兵庫県情報通信部長												
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第20節 企業庁応急対策の実施 第1 (略) 第2 動員</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第20節 企業庁応急対策の実施 第1 (略) 第2 動員</p>												

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(1) 動員の連絡</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(1) 動員の連絡</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第23節 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 河川 (1)～(3) (略) <u>[新 設]</u></p> <p>4～14 (略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開 第23節 公共土木施設等の応急復旧及び余震対策等の推進 第1 (略) 第2 内容 1～2 (略) 3 河川 (1)～(3) (略) (4) <u>県、市町は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持(河川の埋塞に係るものに限る。)</u>について、<u>地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することができる。</u></p> <p>4～14 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案																								
<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第2節 被災者の生活再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 被災者生活再建支援金</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 支給額(下記①と②の合計で最大300万円)</p> <p>住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給(使途限定なし)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分 (3)支給対象世帯)</th> <th style="text-align: center;">① 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給</th> <th style="text-align: center;">② 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①、②、③世帯</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④世帯</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td style="text-align: center;">建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤世帯</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 単数世帯は上記支給額の3/4 2 申請期間：自然災害発生から①が13月間、②が37月間</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>2 (略)</p>	区 分 (3)支給対象世帯)	① 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	② 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給	①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円	④世帯	50万円	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円	⑤世帯	-	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第2節 被災者の生活再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 被災者生活再建支援金</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 支給額(下記アとイの合計で最大300万円)</p> <p>住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給(使途限定なし)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分 (3)支給対象世帯)</th> <th style="text-align: center;">ア 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給</th> <th style="text-align: center;">イ 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">①、②、③世帯</td> <td style="text-align: center;">100万円</td> <td style="text-align: center;">建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">④世帯</td> <td style="text-align: center;">50万円</td> <td style="text-align: center;">建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">⑤世帯</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1 単数世帯は上記支給額の3/4 2 申請期間：自然災害発生からアが13月間、イが37月間</p> <p>2 その他</p> <p><u>県及び市町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p>	区 分 (3)支給対象世帯)	ア 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	イ 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給	①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円	④世帯	50万円	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円	⑤世帯	-	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円
区 分 (3)支給対象世帯)	① 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	② 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給																							
①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円																							
④世帯	50万円	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円																							
⑤世帯	-	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円																							
区 分 (3)支給対象世帯)	ア 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	イ 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給																							
①、②、③世帯	100万円	建設・購入 200万円 補修 100万円 賃借 50万円																							
④世帯	50万円	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円																							
⑤世帯	-	建設・購入 100万円 補修 50万円 賃借 25万円																							
<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3節 住宅の復旧・再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第3節 住宅の復旧・再建支援</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p>																								

地震災害対策計画

現 行	修 正 案										
<p>1～3 (略)</p> <p>4 被災住宅に対する融資等</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>①～② (略)</p> <p>③融資を受けることができる住宅の基準</p> <p>ア 新築家屋（建設）の基準</p> <p><u>(7) 住宅部分の床面積は、1戸当たり13㎡以上、原則として175㎡以下であること。</u></p> <p><u>※ 購入の場合は、1戸当たり50㎡以上（共同建は30㎡）、原則として175㎡以下</u></p> <p>(イ) 店舗等の併用住宅は、住宅部分が概ね1/2以上であること。</p> <p>(ウ) 建築基準法その他関係法令に適合すること。</p> <p>(エ) 各戸に居住室、台所及びトイレを備えていること。</p> <p>(オ) 敷地の権利が転貸借でないこと。</p> <p><u>(カ) 木造の場合は1戸建て又は連続建てであること。</u></p> <p><u>[新 設]</u></p> <p>イ 補修の基準</p> <p>上記(イ) (ウ) (エ) (オ) のとおり。</p> <p>④ 条件（令和2年6月1日現在）</p> <p>ア 融資限度額（建設融資の場合）</p> <table border="0" data-bbox="277 1145 1093 1267"> <tr> <td>住 宅 耐 火 ・ 準 耐 火 ・ 木 造 (耐 久 性) 構 造 ……</td> <td>1,680 万円</td> </tr> <tr> <td>土 地 取 得 費 ……</td> <td>970 万円</td> </tr> <tr> <td>整 地 費 ……</td> <td>450 万円</td> </tr> </table> <p>イ 貸付利率</p> <p>年 <u>0.44%</u>（令和2年6月1日現在）</p> <p>ウ (略)</p>	住 宅 耐 火 ・ 準 耐 火 ・ 木 造 (耐 久 性) 構 造 ……	1,680 万円	土 地 取 得 費 ……	970 万円	整 地 費 ……	450 万円	<p>1～3 (略)</p> <p>4 被災住宅に対する融資等</p> <p>(1) 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付</p> <p>①～② (略)</p> <p>③融資を受けることができる住宅の基準</p> <p>ア 新築家屋（建設）の基準</p> <p><u>[削 除]</u></p> <p>(7) 店舗等の併用住宅は、住宅部分が概ね1/2以上であること。</p> <p>(イ) 建築基準法その他関係法令に適合すること。</p> <p>(ウ) 各戸に居住室、台所及びトイレを備えていること。</p> <p>(エ) <u>土地</u>の権利が転貸借でないこと。</p> <p><u>[削 除]</u></p> <p><u>(カ) 共同建て住宅又は重ね建て住宅の場合は、耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること。</u></p> <p>イ 補修の基準</p> <p>上記(7) (イ) (ウ) (エ) のとおり。</p> <p>④ 条件（令和3年5月1日現在）</p> <p>ア 融資限度額（建設融資の場合）</p> <table border="0" data-bbox="1267 1145 2078 1225"> <tr> <td>土 地 を 取 得 す る 場 合 ……</td> <td>3,700 万円</td> </tr> <tr> <td>土 地 を 取 得 し な い 場 合 ……</td> <td>2,700 万円</td> </tr> </table> <p>イ 貸付利率</p> <p><u>(団 体 信 用 生 命 保 険 に 加 入 す る 場 合)</u></p> <p>年 <u>0.84%</u>（令和3年5月1日現在）</p> <p>ウ (略)</p>	土 地 を 取 得 す る 場 合 ……	3,700 万円	土 地 を 取 得 し な い 場 合 ……	2,700 万円
住 宅 耐 火 ・ 準 耐 火 ・ 木 造 (耐 久 性) 構 造 ……	1,680 万円										
土 地 取 得 費 ……	970 万円										
整 地 費 ……	450 万円										
土 地 を 取 得 す る 場 合 ……	3,700 万円										
土 地 を 取 得 し な い 場 合 ……	2,700 万円										

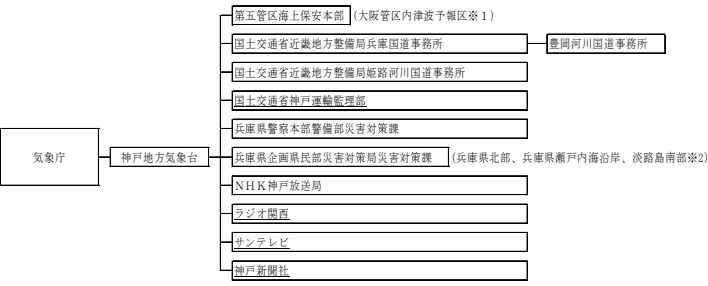
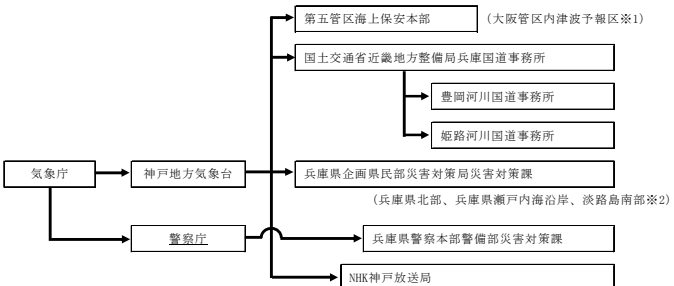
地震災害対策計画

現 行	修 正 案
⑤ (略) 5～7 (略)	⑤ (略) 5～7 (略)

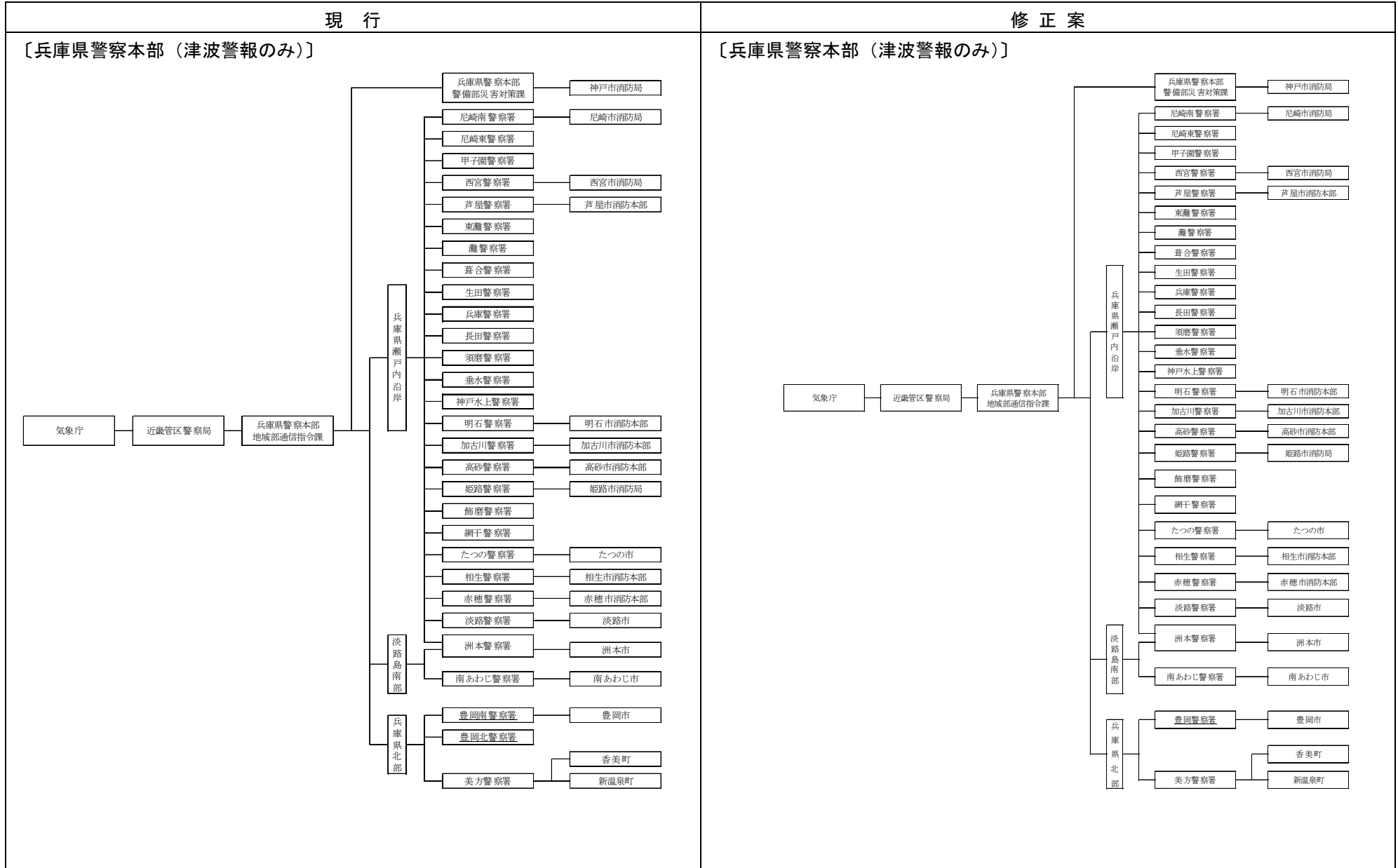
地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>第5編 災害復興計画 第2節 復興計画の策定 第1 (略) 第2 内容 1 復興計画の基本的な考え方 (略) 市町は、必要に応じ、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることとする。（以下、略） 2～5 (略)</p>	<p>第5編 災害復興計画 第2節 復興計画の策定 第1 (略) 第2 内容 1 復興計画の基本的な考え方 (略) 市町は、必要に応じ、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地<u>区画整理事業</u>等を実施することにより、特定大規模災害により土地の利用状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図ることとする。（以下、略） 2～5 (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案								
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="228 416 1104 507"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部 近畿支部</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第6 指定地方公共機関</p> <p>(機関名) <u>北神急行電鉄株式会社</u></p>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第3節 地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1216 416 2092 507"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>事 務 又 は 業 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部 近畿支部</td> <td>1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等の応急対策の指導</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2～第5 (略)</p> <p>第6 指定地方公共機関</p> <p>(機関名) <u>[削 除]</u></p>	機 関 名	事 務 又 は 業 務	中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等の応急対策の指導
機 関 名	事 務 又 は 業 務								
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山における災害時の応急対策								
機 関 名	事 務 又 は 業 務								
中部近畿産業保安監督部 近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の応急対策の指導 2 鉱山施設等の応急対策の指導								
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第3節 津波に関する情報の伝達等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 津波の発生等に関する情報</p> <p>(1) 津波警報等と津波予報の発表</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 津波警報・注意報の伝達系統</p> <p>[神戸地方気象台]</p> 	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第3節 津波に関する情報の伝達等</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1 (略)</p> <p>2 津波の発生等に関する情報</p> <p>(1) 津波警報等と津波予報の発表</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 津波警報・注意報の伝達系統</p> <p>[神戸地方気象台]</p> 								

地震災害対策計画



地震災害対策計画

現 行	修 正 案
<p>(2) 地震及び津波に関する情報の発表</p> <ul style="list-style-type: none"> — 第五管区海上保安本部 — 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 — <u>国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所</u> — <u>国土交通省神戸運輸監理部</u> — <u>兵庫県警察本部警備部災害対策課</u> — 神戸地方気象台 — 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 ※ — NHK神戸放送局 — <u>ラジオ関西報道制作部</u> — <u>サンテレビ報道部</u> — <u>神戸新聞社社会部</u> <p>3～6 (略)</p>	<p>(2) 地震及び津波に関する情報の発表</p> <ul style="list-style-type: none"> — 第五管区海上保安本部 — 国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 — 神戸地方気象台 — 兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課 ※ — NHK神戸放送局 <p>3～6 (略)</p>
<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 通信</p> <p>電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施することとする。</p> <p>(1) <u>KDDI(株)</u>は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域（以下、この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとるものとする。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p>	<p>第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項</p> <p>第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 内容</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 通信</p> <p>電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施することとする。</p> <p>(1) <u>電気通信事業者</u>は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定された地域（以下、この条において「推進地域」という。）における地震防災に関し、次の措置をとるものとする。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。</p> <p>①～③ (略)</p>

地震災害対策計画

現 行	修 正 案
5～6 (略)	5～6 (略)